

令和7年 第5回 政治倫理審査会 会議録

日 時：令和7年9月17日（木） 9時00分～16時30分

場 所：役場3階 全員協議会室

参加者：柿沼英己委員長、金子浩二副委員長、橋本和之委員、酒巻広明委員、大澤成樹委員、原口剛委員、橋本博之委員、茂木琴絵委員、下山議会事務局長

1. 開 会

○下山局長 それでは、定刻でございますので、これより第5回千代田町議会議員政治倫理審査会を始めさせていただきます。開会に当たりまして、柿沼委員長からご挨拶を申し上げます。

2. 挨 捱

○柿沼委員長 政治倫理審査会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議ですが、午前中に審査請求者からの説明聴取を行い、午後1時半から審査対象者からの意見聴取を行いたいと思います。皆様の協力をいただきましてこの会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、挨拶といたします。

○下山局長 ありがとうございます。これから協議事項につきましては、柿沼委員長を座長に進行お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

○柿沼委員長 それでは、暫時座長を務めさせていただきます。議事に先立ち、お諮りいたします。要綱第6条第4項において、本審査会の会議は公開するものと規定されておりますので、本日の会議については公開とすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柿沼委員長 ご異議がないようですので、本日の会議については公開といたします。

(1) 審査請求書からの説明聴取について

○柿沼委員長 早々ですが、議事に入ります。それでは、議事(1)審査請求書からの説明聴取についてを議題といたします。審査請求者である畠中議員より審査請求書の内容についてご説明いただき、その後、質疑を行います。なお、発言する際は委員長の許可を得てから発言されるようお願いいたします。また、発言の内容は、今回の審査請求に関する事案の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、今回の審査請求について畠中議員から説明をお願いいたします。畠中議員。

○畠中議員 皆さん、おはようございます。それでは、審査請求書の方を一読させていただきます。

「千代田町議会政治倫理要綱第4条規定に基づき、次の通り審査を請求いたします。

1、審査対象議員の氏名、大谷純一議員。

2、違反していると疑う政治倫理基準、千代田町議会議員政治倫理要綱第4条1号。

3、違反していると疑うに足る事実の概要、大谷議員が令和7年6月下旬に一般会計予算に反対しましたと題するチラシを個人で作成し、令和7年度千代田町一般会計予算における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会に関して、事実と異なる文書を記載した上で、令和7年7月1日ごろから数日間にわたり、舞木地区において数百部を配布した。

当該チラシが配布された事実と確認し、議長に報告をしたところ、令和7年7月8日に大泉町で行われた行事の後、10名の議員とチラシ配布の件で大谷議員からの報告を報告の場が設けられ、その内で大谷議員はすでにチラシを読んでいた数名の議員からチラシの内容について注意と抗議を受けたが、その時点ではまだチラシの内容を確認していない議員もいたため、令和7年7月5日に改めてチラシを大谷議員に持参させ、再度協議を行うことにした。

令和7年7月5日、町民プラザにて全議員での協議の場を設け、チラシの内容を確認したところ、大半の議員からチラシに記載されている内容が事実と異なることや、広報編集委員会及び町議会に対する侮辱であることを指摘され、チラシを修正して改めて配布するなどの対応が要求されたが、大谷議員からは明確な説明と今後の対処方法が述べられなかったことから、他の議員から再度協議を行うことが要求された。

令和7年7月7日に、修正されていないチラシが再度配布されている事実を確認したため、令和7年7月15日に開催された議会改革推進特別委員会において、大谷議員に対してチラシの再配布の事実を追及した結果、当初は配布を行っていないと答弁していたが、その後に発言を覆して舞木地区の利根川用水沿いの住宅に追加でチラシの配布を行ったと認めた。

大谷議員が発行したチラシに対し、各議員からの質問と内容の修正が要求されていたにもかかわらず、明確な回答と内容修正等の対応を行わないまま、当初と同じチラシを配布し続けていた。

町執行部の事業の進め方について、全員協議会等において数回説明されたにもかかわらず、必要な情報の記載を省き、町執行部があたかも強引に事業を進めているように印象づける文書を掲載し、町民に行政に対する疑惑を持たせた。

議会広報編集委員会を侮辱した文章をチラシに掲載し、同じく町議会の批判を伺える文章を掲載した結果、チラシを読んだ町民に町議会への不信感を持たせた。

4、上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由、大谷議員は町民の代表として正確な情報を伝えるべき立場にも関わらず、個人で発行したチラシに事実と異なる文書を掲載し配布したことにより、町民に執行部や町議会に対する疑惑を抱かせたこと。また、当該チラシに議会広報紙及び議会への批判を

掲載し、議会の品位と名誉を著しく損なわせたため。」となります。

配布資料におかれましては、証拠説明書、署名簿、審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料とさせていただきます。

証拠説明書の方を説明させていただきます。

「千代田町議会議員政治倫理要綱第3条第1号に規定する、審査対象者が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料について、次の通り説明します。1番、文書の標目、東京都の1億円と千代田の1億円では重さが違います。」それに対して、文書の作成日は不明ですが、6月号掲載となっておりました。「自治体により金銭の価値が違う。」という文書の概要ではないかと考えます。金額に限らず、どの自治体でも金額の価値は同じであるというのが私が示したいところでございます。

「2、町民に取材すればいいですねというのは当たり前です。」こちらも文章の作成日は不明ですが、6月号掲載となっております。「議会広報の取材は公平性を欠いている。」という見解に対して、「議会広報の取材は町民の意見を大切にしており、意見の強要は行っていない。」という事実です。

「3、議員の中には『町長の提案したことだから賛成します』『町の事業を全力で応援します』と一般質問でそう言う議員がいる。」というものが、文書の作成日は不明です、6月号掲載となっております。「町長の提案にすべて賛成していると一般質問で発言している議員がいる。」という意味であると思っております。それに対して、「記載された内容がどの議員のどの一般質問なのかを示していただきたい」と、「町にとって不都合なことは議会紙にも載せられない。」という表記は、「議会紙は町にとって不都合なことを載せないように操作されている。」という意味だと思っております。「千代田町議会の広報紙の発行責任者である議長及び委員会を侮辱している。」と思っております。以上となります。

「

○柿沼委員長 畑中議員から説明がありました。議員の説明について質疑がありましたら挙手をお願いいたします。原口委員。

○原口委員 何点か質問したいんですけど、畠中議員は1つ目が「重さ」と「価値」をどのように捉えてるのかっていうのを1つ聞きたいのと、この請求書の発行日が7月16日で、今日が9月17日で、約2カ月間この審査が行われてない、内容審査ですね。その間に3回修正等してるんですけど、その点についてどう思われてるのかを聞かせてください。

○柿沼委員長 畠中議員。

○畠中議員 質問にお答えします。おそらく原口委員がおっしゃってるのは、「東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違います」という大谷議員の記載に対して、私の見解というものを述べさせていただくんですが、私自身の見解ではなくて、今回、私自身の見解と、この件に関しましては、東京都がどのように、東京都の方がどのようにこの1億円の重さが違うと感じているかということを調べさせていただきました。そのために、私の知り合いであります東京都千代田区の区議会議員の方から、このチラシを見ていただいて見解をさせていただいたんですが、ちょっと一読させていただきます。「先日拝見させていただきましたチラシの件ですが、私ども、現在の千代田行政の事情など把握しているわけ

でもございませんので確信なお答えはできませんが、文章にありました東京都の1億円と千代田町の1億円は重さが違いますとの記載についてですが、当方では、金額の大小にかかわらず大切な税金と捉えております。金銭の重みは日本全国同じと考えております。確かに、地方に比べますと人口の多い、人口の違いや事業数の数などで予算規模は大きくなる傾向にありますが、金銭に問わず、区民のことを考え、しっかりと精査を行っております。」というお答えをいただきました。

2つ目の質問なんですが、この政治倫理審査会を開催して2か月ぐらい協議をしていないということで、何度かの修正があったということなんですが、私としては、これ申請者でありますので、委員会にこの運営の仕方自体は委ねております。なので、私がどういうふうにやってくださいとかどのようにしてくださいということはできないと考えております。少なからず、私と大谷議員に関しては、委員会の運営に対しては物事が言えないということと、委員会のそのスケジュールに関しては、委員長を始めといたします皆様の方でお決めになってやられてるのだと認識しております。

○柿沼委員長 原口委員。

○原口委員 東京都に1億円と、千代田町の1億円というのはわかりました。私が聞いてるのは、「重さ」と「価値」の意味をどう捉てるのか、それと、4回目で政治倫理審査会、4回目でこの請求書が受理された、それまで修正とかされてて、そのところをどう思ってたのかっていうのを聞いてるんですよ。この委員会の進め方とかそういうの聞いてないんですよ。そこをちょっとお願いします。

○畠中議員 「重さ」と「価値」の件ですが、私は、町民を含め、すべての方がお金の重さと価値は一緒だと感じております。確かに、事業にかけるお金でありますから大きい金額となります。それも町民目線にしてみたら金銭の価値と重みは同じと考えております。それと、審査を行うにあたって2カ月間修正等が行われたということですが、こちらも、先ほどお話しさせていただいた通り、私の方から修正をさせてくださいというお話ではなくて、委員会の方から修正をしてくださいと、この書類には不備があるということで修正をお願いした経緯があったとございますので、その点を留意して修正の方を行ってまいりました。

○柿沼委員長 原口委員。

○原口委員 「重さ」と「価値」ですけど、「重さ」というのは、単純に重さって漢字で書くと、このものの重さなんですよ、単純にね。「価値」というのは、この例えばボールペンがこの人が使ってると価値があります、でも違う人が使ったら価値がありませんとか、そういう価値になるんですよ。物事の価値なんですよ。なんで、重さと価値っていうのを履き違えちゃうと意味合いが変わってきちゃうんですよ。多分、大谷議員がここで、東京都の1億円、千代田町の1億円の違いというのは、東京都の予算というのは数兆円の中の1億円ですよ。千代田町は今年度行けば約90億円、当初予算の1億円なんで、その占める割合の比率が違うんで、重さが違いますよという表現をしたかと思うんですよ。私、直接聞いてないんでわかんないんですけど、そういう風に捉えた場合、重さっていうのが重みっていう形で表現されてると思うんですよ、大谷議員は。なんで、そこを畠中議員は請求書に価値が同じですってい

うふうに書いちゃうと、ちょっと意味合いが違うと思うんですよ。そこんとこお願ひします。

○畠中議員 何度も申し上げて申し訳ございません。金額に関しては、私は価値も重さも同じであると、そういう認識を持ってます。それと、今回問題となっていることに関しては、このお金の1億円の重さのこともあるんですが、これは、この大谷議員が書いたチラシに書いてある通り、「東京都の1億円と千代田町の1億円は重さが違います」という表記をされてるんですね。そこから、確かに意味合いや表現の仕方は違うと思いますが、読んだ人はそれを伺えない、あくまでも書いてあることに対してこういう表記はよくないんではないかということを問題としておりますので、その辺をどうかよろしくお願ひいたします。

○柿沼委員長 その他にありますか。茂木委員。

○茂木委員 畠中議員にお尋ねいたします。こちらの方の審査請求書の方に、3のところと、「違反していると疑うに足る事実の概要」というところに、当該チラシが配布された事実でございますが、どのような場所に、どのような時期に、どのぐらいの枚数が配布された等の詳しい情報がございましたら、お伝えいただければと思います。

○柿沼委員長 畠中議員。

○畠中議員 茂木委員の質問にお答えさせていただきます。配布の数や場所というのは、私自身、正直なところを言いますと、大体の場所しか存じておりません。ですが、この証言というのは、7月5日に行われた皆様とのお話し合いの中で、大谷議員本人から証言されたもとものと私は認識しております。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 具体的な枚数等はお分かりなところはありますでしょうか。

○柿沼委員長 畠中議員。

○畠中議員 私が確認できただけで、32部ぐらいを私の方で確認はしております。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 ありがとうございます。また、二度に分けてということで、7月の、私もよく覚えておりますが、座談会の後に皆さんでお話し合いを持ち、その後にあまりよろしくないという話の結論が出ました。その後に配られた。配布されたところに関しては、どのようなところにどのぐらいの枚数というのは把握はしておるのでしょうか。

○柿沼委員長 畑中議員。

○畠中議員 どの辺に。経緯から言いますと、先ほど茂木委員がおっしゃられたように、皆さんから修正と、また再度協議をしていただきたいという確か要望があったと思ったんですね。それを行わないで、座談会の後の次の日に、これも全員協議会での大谷議員本人の答弁なんですが、舞木地区の利根川用水沿いの住宅に追加で撒いたということと、その理由に関しては中途半端できりがつかないというような内容の答弁をされてた記憶をしております。

○柿沼委員長 いいですか。ほかに質問はありますか。

○茂木委員 これ、何度も質問してもよろしいのでしょうか。

○柿沼委員長 大丈夫ですよ。1つの内容については3問までということで、違う内容であればまた結構ですよ。茂木委員。

○茂木委員 続けてお尋ねいたします。この審査請求書の方の次のページになりますが、こちらの方に、「町執行部の事業の進め方について」というところで、「町執行部があたかも強引に事業を進めているように印象づける文書を掲載し、町民に行政に対する疑念を持たせた。」とありますが、この「強引に事業を進めているように印象づける文書」というところと、あと「町民に行政に対する疑念を持たせた」というのは具体的にどのようなことなんでしょうか。ご説明お願ひいたします。

○柿沼委員長 畠中議員。

○畠中議員 茂木委員の質問にお答えさせていただきます。まず、大谷議員が配布されたチラシの上段の方になるんですが、スケボーパークと東部地区の拠点事業の予算等が記載されております。この中で、中段の方に入るんですが、「億を超える公共事業を執行する場合は年次計画や短期計画などで、次は町の施設でこれこれを造りたいあるいは改築したいなどのアンウンスが相当前からあってしかるべきで、約1ヶ月間でその賛否を下せというのは急すぎます。」ということですね。そういう表現をされております。その下になるんですが、スケボーパークをあとを作るにあたって、「小学生や児童生徒、PTAや子供会等からこういう施設が欲しいという要望があったのか」というところで、一番最後に「執行部は何の根拠もなく建設を進めている」という記載をされております。そんな中で、私の方で少しこのスケボーパークのことについて調べさせていただいたんですが、まずその要望があったのかっていうところに関しましては、平成29年、2017年の12月に、千代田町の子ども議会において、なかさと公園にスケートボードパークができる場所を造ってほしいという要望が上がっておりました。その席には、大谷議員、もちろん橋本議員、酒巻議員、大澤議員、柿沼議員もご出席をされていて、これは議会が開いた、子どもの意見を聞いて町を発展させていくという、そんな中で、子どもたちの意見を聞いて町づくりにつなげたいという、そんな意味合いから始められた子ども議会だと確認しております。そんな中で、新福寺の当時3年生、・・・・君という、ここからこういった要望が上がって、そこから、経緯を示し

ますと、そこの質問に対して、当時の町長である高橋町長は、スケボー人口等を把握しながら、どこが適当なのか、どういった施設を作っていくのか検討していきたいという答弁もされております。

そこから本年に至るまで、教育委員会では、東部運動公園スケボーエリア運用の開始など、スケボーを行っている人口の把握と要望等が多かったために、東部運動公園の方を一部開放するなどの処置を行っておりました。それで、そこに来て、令和5年の2月には、商業用地西公園の整備手法の1つとしてスケボーパーク化を検討する、その後、現地調査などを行っております。翌令和6年5月28日には、公社の理事会において、余剰金の活用について意見ありということで、公社寄付金を財源に、特色ある公園としてスケートパークの整備を検討というものがされております。この公社の理事会に関しましては、私ども議会の方から2名ほど出向されていて、その時に検討が進められたという事実がございました。それから、ずっと行きまして、県と公社の余剰金の寄付について、寄付金について余剰金の調整等を開始しながら、12月24日には日本スポーツ振興センターに助成金の申請をされております。それから、同日24日には、寄付金3億円のうち1億円をスケートパークに充当する計画というのも立てられております。ここまでに、多少の時間はかかったんですが、一番時間がかかった点としては、この余剰金というものが勝手に使えないということから、県知事からの許可をいただきなければならないというところがございました。その許可が下りたのが実際、令和7年2月12日の県知事から、余剰金の町への還元について意見なしという回答があって、それからすぐに事業化に進めたという経緯がございます。

ですので、大谷議員が申している通り、全員協議会で説明したのがちょっと予算委員会から近い時期であったというのは事実なんですが、何の根拠もなくというところは先ほどご説明させていただいた通り、根拠はもうすでに平成29年にあったということ、また、こういう施設を作ってほしいという、東部運動公園の方で年間約366名の方がスケボーを楽しんでらっしゃる、これも調査済みでございますので、そういう方からの要望を得て今回事業化されたということありますので、大谷さんがチラシに記載された事実というのは事実とはちょっとかけ離れたところがあるという認識を私の方は思っております。調べる時間がなかったというお話であったんですが、私自身、この資料を調べるのに約3日間でこういった資料は開示していただいて調べることが可能でしたので、多少時間は短かったという経緯はあるんですが、ある程度、議員の方にも、そういうことを調べる仕事というものが実際存在してたのではないかということと、予算委員会の時に、ああいった形で何の質問もせずに、いきなり反対を挙げた理由というのが、この拠点事業とスケボーパーク事業になっておりますので、我々にもその反対する意思を伝えなかった、当日いきなり反対の討論をされながら、このことを、スケボーパーク等のことを、理由に反対に至ったという経緯もございますので、これはちょっと事実と違うのではないかなど、そのように感じております。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 では、もう一度確認させていただきますが、この件に関しては、スケボーパークのそのきっかけとしての言葉としては、平成29年、こちらの千代田町議会の方で子ども議会が開かれ、その際にスケートボードパークをつくってもらいたいという子どもの意見がすでにあったということで間違はないでしょうか。また、その時に申し訳ない、私はちょっとそちらにはいませんでしたが、何人かの方は、いらっしゃらない議員の方もいると思うのですが、平成29年の時に議員になっている方々はそのこ

とをご存知だったという、もちろん、大谷議員もその時に議員だったというお話なのですが、その時に欠席とかではなく、出席をして子どもの意見を直接聞いているということでよろしいのでしょうか。

○畠中議員 茂木委員の質問にお答えいたします。この件に関しましては、議会のホームページの、千代田町子ども議会、平成29年に行われた議事録というものに掲載をされておりまして、その中に、写真が何点かあるんですが、確かに大谷議員含め、先ほどちょっと述べさせていただいた議員の皆さんが写ってらっしゃる、そういうことをご確認しておりますので、間違いではないと認識しております。

○柿沼委員長 他に議員の方で。

○金子副委員長 議会広報の取材の時に、町民に意見の強要をしているっていうんですか、強要は行っていないっていうことの説明と、議会広報発行責任者、議長及び委員を侮辱しているっていうところのちょっと説明をしていただければと思います。

○柿沼委員長 畠中議員。

○畠中議員 金子委員の質問にお答えさせていただきます。先ほどじゃないです、こちらも大谷議員が、配布したチラシの裏面になるんですが、編集後記というところの下に、これもちょっと一読させていただきます。「最初のスケートボードパークにしても、議会広報紙の『大河』170号にもありましたが、町民に取材すれば『いいですね』というのは当たり前です。」という記載がございます。皆さんもご存じの通り、議会広報編集委員会というのは議員皆さんで構成されていて、厳正な審査、編集のもと進められてきているというのは、大谷議員はもちろんのことです、昨年、一昨年までは所属していたわけですし、しっかりとした委員会運営をされてるということはご存知のはずだと思うんですね。それにも関わらず、「取材に対してもいいですね」というのは当たり前だ」というような表記をしてしまってること。また、このチラシを私持つていろんなところへ、町民はこれを見てどんなふうに思うのかなということを少しだけ調査をさせていただいたんですが、その中の1人に、実際取材を受けてくださったお子さんなんですが、その子にこのチラシを持って、こういった内容で書いてしまってあるということを伝えたところ、本人から「そういうつもりで答えたわけではない、本当に嬉しかっただけです」という証言もいただいております。皆さんもご存知の通り、取材は我々からは強要はされてないと思います。実際に使う事業に対して、意見を聞きながら、どんな評価をしてくださるか、どんな気持ちでこの事業を迎えてくださるかっていうのを町民に伺っている事業の一環であると私は感じておりますので、そういうことを踏まえて、議会広報紙というのは議員皆さんで作られていて、最終的には議長が責任者として町に、町民全員に、町民の世帯全部に配布を行っている。それを、責任を持っているということですので、こういった書き方をされると、議会広報紙自体が危うく思われる、そんな感覚を覚えましたので、私はこの表記については間違っていると思っております。

○柿沼委員長 いいですか。ほかにありますか。原口委員。

○原口委員 畑中議員が書いた審査請求書の3番の黒ぼつの1点目で、7月1日頃から数日間にわたり舞木地区で数百部配布したっていう記載があるんですけど、先ほどの茂木委員からの回答では32部という風なことを言われたと思うんですよ。その違いについて述べていただきたいのと、あと、スケボーパークでいろいろ畠中議員が調べて3日間で分かりましたっていうんであれば、なぜそれを執行部側がこのスケボーパークをやるときに、全協で説明するときにそれを説明しなかったのか。そこで、ほんとは全協でこういうの作りたいんで過去にこういう経緯がありましたよっていうんがあるんであれば、そこで確実に説明しなければいけない執行部の責任もあると思うんですよ。その辺の見解について畠中議員はどう思ってるのか。

○畠中議員 原口委員の質問にお答えさせていただきます。チラシの配布した場所と、その部数に関してなんですが、あくまでもこの審査請求書に書かれたものに関しては、事実、大谷議員から7月5日の日に、確かあの時酒巻議員だと思ったんですが、どのぐらい、ちょっとすいません、その辺は、酒巻議員じゃなかつたら申し訳ないんで、どなたの議員からか、どの辺にどのぐらい撒いたのかっていう質問をされた時に、こういった証言をされていたと認識しております。それと32部という数字なんですが、これは私が実際に調査をして、この家に配ってあったというのが確認できた事実の数字が32ということでご認識いただければと思います。それと、もう1点目の質問の中で、執行部にも責任があるんじゃないかなというお話ですが、確かに原口委員がおっしゃる通り、そういう話があった方がより良かったのかなと思いますが、ほかの事業等々ですと、観光に関する事業とか、かなり昔からやってることも実際は全員協議会の席で説明をされていなくて、なぜこういう予算が執行されるのかというところを疑問に思ったことは実際私にもあります。まだそういうことに関しては、なるべく自分で調べるようにしてます。いちいち説明、まあそこの中で分からぬ部分があつたら全協の場で質問をしたり、委員会の場で質問したりするというのが我々の仕事なのかなと。当初の予定とか、そういう経緯というのは、全部話せばきりがないつつたら語弊があるんですけども、すべての事業に対してそういう説明はどの全協の事案でもお話をされてなかったのかなっていうのが私の感想です。

○柿沼委員長 原口委員。

○原口委員 スケボーパークでの説明はちょっと違うと思うんですよ。やっぱり執行部はそこまで経緯を、高橋町長が子ども議会で言ったっていうのを調べてわかるんであれば、もう1回ここを説明しますよって言って、その全員協議会、一時休憩してもう1回再答弁するっていうのもあったはずなんですよ。それを大谷さんが質問した時に、答弁に詰まってあまりいい答えができなかつたっていう私は記憶してるんですよ。なので、やはり執行部側もちょっと本当にスケボーパークの過去の経緯っていうのを捉えきらざに議案としてあげてきたのかなっていう私は印象を持ってるんですよ。なので、そこを大谷議員がこう反対したからダメですよっていうのはちょっと違うと私は思います。それと、あとチラシの部数ですけど、これはやっぱり請求書に書くんであれば、これ公式な文書ですから、正確な数字を捉えて書かなくてはいけないと私は思うんですよ、これがずっと残るわけですから。なので、その責任というのをもっと痛感していただきたいと思います。

○畠中議員 チラシの部数に関してなんですが、これは私は本人の証言だと認識しておりますので、それ以上の証拠が出せない、出ないというのが事実です。本人がそのようにおっしゃってますので、それ以上を真実としてここに書くことはできないです。もう1つ、その執行部の説明が足らなかつたっていう件でございますが、これは、元を正せば、予算という大きなものを通して反対した理由がこれであるからこういったお話になったと思うんです。予算の中には、数十、数百ともいう事業がある中で、その1つを大谷議員は反対の理由としたわけですね。それで、今回の予算に反対をされた事実があった後に、こういった自分でチラシを書いて、私たちが発信してくれと言ったわけじゃなくて、自分で発信されて、そういった事実とちょっと違うことを書いてしまった。我々は強要はしませんので、その辺について、自ら書いた文章がちょっと違うのではないかというところで、おかしいんじゃないかなと感じております。

○原口委員 予算に反対したんじゃなくて、全員協議会でスケボーパークのことを説明したわけですよ。その説明が足りないから大谷議員は予算で反対したわけですよ。なんで、全員協議会の場で執行部側はもうちょっと説明して、その時に分からなければ、定例会までに調べて大谷議員に説明するっていう時間を持ったと思うんですよ。実はこうこうこういうんで過去にありましたっていうのと私思ふですよ。それと、あとチラシなんですけど、やっぱりこの件は個人で出してるやつなんで、議会でどうのこうの、この政倫審でやる内容じゃないんですよ。もしこれが事実と異なってるんであれば、別の場で、全員協議会とか議員だけのところで協議して、両方納得いくように持っていくのが私は筋だと思うんですよ。政治倫理審査会っていうのはこういう内容で聞く内容ではなくて、例えば定例会とか委員会でもいいんですけど、誰かがこう蹴っ飛ばしてけがをさせたのも、これは刑法に当たるんですけど、司法では、その議会というのは、そういう議会内で起きたいざこざを話し合いで解決して持っていくのが議会の仕事ですよ、というのが私が調べた中の司法の判断なんですよ。なので、この政治倫理審査会に大谷さんのチラシは該当しないと私は考えます。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 委員会の一番最初のところで、委員長は、チラシの件以外のことにはという話をなされたと思うのですが、今の原口委員のお話だと、立ち上げからもう一度やれというニュアンスも私には非常に感じることができますので。今回はもうこのように立ち上がって、傍聴の方もいらしていますので、ぜひチラシの件のみのことでお話を進めていただきたいと思います。

○柿沼委員長 原口委員。

○原口委員 すいません、言い過ぎました。よろしくお願ひいたします。

○柿沼委員長 審査請求に関する事案の範囲を超えないようお願いいたします。

○橋本和之委員 今ちょっと先ほどの流れの続きなんですけれども、ちょっとそれを逸脱したら質問を

却下されても構わないんですが、そもそもこの政治倫理審査会を畠中議員が選んだ理由というんでしようか、先ほどちょっとありましたけど、全協だとか改革だとかで話す機会もあると思うんですけど、これを選んだ理由っていうのをちょっと教えていただければ。

○畠中議員 橋本委員の質問にお答えさせていただきます。私は、これを選んだ理由というのが、この申請書にも書かれているとおり、皆さんと話し合いをした後に、もう一度、答えが出ないんだったらもう一度協議をしましょうと。確か私の時に、二度三度とこういう協議の場を設けてくださいというお話をさせていただいたにもかかわらず、そこに対して明確なお答えをしないままその資料を再配布をしてしまったということですね。私も、それがなければこういった審査会をする気持ちはないですし、これは議長に対しては失礼なんですが、議長なり年上の先輩方がこういったことはやめろと、少し控えなさいと、そういういたような注意をしていただければこのような審査会を行う気はございませんでした。結果、それにもかかわらず再配布をしたことと、あと全員協議会の場でお話をした時に、初めは再配布はしていないと、皆さんいらっしゃったんで覚えてると思うんですけど、再配布はしていないと言ったにも関わらず、ある程度の証拠をお話しした時にその答弁を覆してやはり再配布をしてたことがあった事実、それに対して、もうこういったことはやらないとか、そういうお話をあればそれ以上やるつもりはございませんでしたが、そういった、誠意と言っては失礼なんですが、倫理観を常に高く持つていなければならぬ議員としてこういったことはやっぱり私的には何もなかったこととして過ごすことができなかつたというのが要因です。

○柿沼委員長 よろしいですか。他にありますか。茂木委員。

○茂木委員 度々申し訳ございません。証拠説明書のところの3番に「町長の提案したことだから何でも賛成します」というような書かれた一般質問がない」という、そういうことはないのにもかかわらず、そのように記載されているという風にありました。畠中議員が調べた中で本当にそのようなことはなかったのでしょうか。

○畠中議員 私が、ここ数年の議事録を確認したところ、注意しなければならないのは、この言葉通りか、この表記されたもの通りの文言を使って答弁していた方はいらっしゃらなかつた。それに近い表現をされてる方はいたと思うんですが、この「町長の提案したことだから賛成します」と言い切つた方はいらっしゃらなかつた。あと「町の事業を全力で応援します」とおっしゃってた議員もいらっしゃらなかつたというのが自分の調べの結果であります。

○柿沼委員長 ほかに質問がある方はおりますか。ないようですので、以上、では、畠中議員からの説明聴取を終了。畠中議員。

○畠中議員 委員長、最後に、少々お待ちください。最後に委員長、大変恐縮なんですが、私のこの審査会への皆様への思いというものを一読させていただきます。

私は、1年生議員で恐縮ですが、この政治審査倫理委員会とは、私が規則やルールを守らず無理やり

審査請求をしたわけでもなく、議会で定められた政治倫理審査会であると思っております。ですが、今回、本審査会の請求を行うために、議員の皆様から内容を確認してもらい、署名していただき、請求したところ、先輩議員の方から、大谷議員から必ず仕返しが来るなどの忠告を受けました。数年、そのようなことがこの議会で経験された方がいたのでしょうか。事実、署名を受けた女性議員には、本人から「電話で直接弁護士に相談をしている」や「告訴を考えている」などの話をされ、脅迫とも思われる行動があったこと、あの日震えた声で相談を受けたことは今でも忘れません。また、2回目の審査会の席でも、原口議員より「大谷議員は告訴を考えている。裁判に負けた場合には禁固刑を受け、皆さん是失職する。」などの発言があったと伺っております。保身のために発言の自由や審査会の開催を妨害する、脅しとも捉えられる行為はやめていただきたいです。今回の政治倫理審査会では、大谷議員が配布したチラシの内容が事実と異なる部分があること、またその表現に用いた文章で読んだ方が勘違いをし、誤った認識を受けた可能性があったことに対して事実の確認を行っていただいております。言論の自由、表現の自由は権利として存在します。議員の広報活動も大変必要な活動であるとも理解しておりますが、議員だからといって何を言ってもいいとは思いませんし、表現の仕方で不快な思いをした方に対してどのような責任の取り方を行うのか、請求者と対象者が委員の皆様に付託し、審査会の中で決められた内容を厳守して、町民の中でより高い倫理観を備えていかなければならない、議員自身の倫理観を図る場所であると私は考えております。少なからず、私と大谷議員がこの審査会のやり方や審査スケジュールまたは結果に対して異論を申すことはございませんので、どうか慎重なる審査をお願いいたします。以上です。

○柿沼委員長 以上で畠中議員からの説明聴取を終了いたします。畠中議員には、ご退席ください。

(畠中議員退席)

○柿沼委員長 委員の皆様で何かご意見とか何かありましたらお願ひいたします。ないようですので、ただ、今から午後1時半まで暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

(2) 審査対象者からの意見聴取について

○柿沼委員長 休憩を閉じて再開いたします。次に、議事(2)審査対象者からの意見聴取についてを議題といたします。審査対象者である大谷議員に対して意見聴取を行い、その後に質疑を行います。なお、発言する際は、委員長の許可を得てから発言されるようお願いいたします。また、発言の内容は、今回の審査請求に関する事案の範囲を超えないようお願いいたします。それでは、今回の審査請求の対象とされた事案について、意見を含め、大谷議員から説明をお願いします。

○大谷議員 2、3お尋ねしたいのですが、審査請求書と署名簿は最終的に受理したものでよろしいでしょうか。

○柿沼委員長 委員会として受理して審査請求者と対象議員への聴取となりました。

○大谷議員 審査請求書が手元にあると思いますが、経緯をいうと、チラシを配布したのがけしからんと懲罰を与えることかと思いますが、審査請求書の2、違反していると疑う政治倫理基準で、千代田町議会議員政治倫理要綱第3条第1号とありますが、2号から8号までが、滞納してはいけない、寄附を受けない、請負契約について疑惑の念を生じさせるような行為をしないなどがありますが、第1号のどの文言にビラを配ってはいけないに当たるのかを示していただきたいと思います。

審査請求書3、違反していると疑うに足る事実の概要の最初の黒丸で「事実と異なる文章を記載した」とありますが、畠中議員の文章に、事実はこうだがチラシにはこう書いてあると一切書いてありません。その他にも「事実と異なる」とありますが、それにも事実が書かれていませんので、事実と異なる部分を具体的に明らかにしていただきたいと思います。また、私費の政治活動ビラがを配布することが、政治倫理要綱第3条第1号のどの文言に、どのように違反するのかを明示していただきたいと思います。

また、黒丸2つ目と3つ目、4つ目の文章のどこか「違反していると疑うに足る事実」なのか説明していただきたいと思います。「議会に対する侮辱」とありますが、抽象的だが、議会に対して物を申すのが法的に違反しているのか示していただきたいと思います。

黒丸の5つ目、「各議員からの質問と内容の訂正の要求がされていたにも関わらず」とありますが、根拠があるのか、みんなで決めたからやらなくてはいけないという法的根拠はありません。「明確な回答と内容の訂正が行われないまま」とありますが、これについても法的根拠を示していただきたいと思います。

黒丸の6つ目、「必要な情報を省き」とありますが、必要な情報が何か書かれていません。また、「町執行部があたかも強引に事業を進めているように印象付ける文章を掲載し」とありますが、町執行部から正式に予算等の説明があったのは2月17日であり、3月の議決となったのは事実であります。

黒丸の7つ目、「広報編集委員会を侮辱した」や「町議会の批判を伺える」とあるが、先にも述べましたが、議員が議会を批判してはいけないという法的根拠を提示していただきたいと思います。「チラシを読んだ町民に町議会の不信感を持たせた」とありますが、これも抽象論で、ちゃんと根拠があるものではないと思います。

4の上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由というところがまとめたような文章だと思うんで

ですが、これも文章を見ますと、「事実と異なる文書」という風にまた出てくるんですけども、事実が何で、大谷議員はこういうことを言ってあるっていうのが提示してなく、「疑惑を抱かせた」っていうのは抽象的で、議会広報紙や及び議会への批判はしてはいけないことなのかってことをご提示していただきたい。

次に、仮に証拠説明書の4件の内容が政治倫理違反だというのであれば、1の「大谷議員は1億円の重さは違うが、1億円の重さが違う」とかありますよね。それっていうのは、私は価値は違うとは言ってなくて、重さが違うという、この文章ですね。私のビラの中で見ると、「東京都の1億円と千代田町の1億円で重さが違います」というふうに述べてますが、金銭的価値は同じであり、ましてや、約90億円の予算の、千代田町にとっての1億っていうのが、予算に占める割合っていうのが、約1.1パーセントぐらいだと思うんですが。片や、東京都っていうのは、9兆円ちょっとの予算があります。9兆円ちょっとの1億っていうのは、配分っていうのは、0.001パーセントであって、それは、比喩的な表現で、重さが違うっていうのであって、それが政治倫理違反にあたるんでしょうか。一番その、無理くり第3条の1号に違反するとおっしゃりたいんだと思うんですが、まず、その文言でね、どういうことやったら違反だっていうことが1号に私は当てはまらないと思います。

○茂木委員 申し訳ないですけど、私はあまり見ないでいただけますか。私をあまり見ずに、皆さんを見て発言をしてください。私はばっかりを見ないでください。お願ひします。

○大谷議員 その中身を、文章の政治倫理審査要綱を見ますと、「品位又は名譽を損なうような一切の行為を慎み」とあるが、ビラを出す行為とは書いておりません。職務に関して不正の疑惑とありますが、ビラを配ることは職務での行為はございません。以上です。ご質問等あればお答えしたいと思いますので、お願ひします。

○柿沼委員長 大谷議員に申し上げます。今回の審査請求の、具体的に申しますと証拠説明書、これを中心にお話しいただきたいと思います。説明をお願いいたします。それで、事前に各委員から資料の提出を求められておりますので、合わせて説明をお願いいたします。

○大谷議員 あれですか、1億円の重さが違うっていう証拠を出せってことなんですか。

○柿沼委員長 それを含め、1番から4番までありますから、その説明をお願いいたします。

○大谷議員 1番から4番と、前の資料、今の資料。

○柿沼委員長 畑中議員から請求されて。

○大谷議員 じゃあ1番ですよね。だから、「東京都の1億円と千代田町の1億円で重さが違います」っていう私の文章に対して、文章の概要っていうのが、「自治体により金銭の価値が違う」ってあります、これは何をおっしゃってるのかわからなくて、私は価値が違うとは申し上げておりません。これ

は、例えば「文章によって証したいこと」っていうのがあるんですが、「金額に限らず、どの自治体でも金額の価値は同じである」と、これは当たり前で、価値は同じであって、私は重さが違うと言ってるだけで、それをどうやって証明しろっていうんですかね。私は、だから、先ほど言ったように、90億円分の1億なのか9兆円分の1億なのかっていうのは重さが違うという、申し上げただけです。

2の町民に取材すればいいねというのは当たり前ですって、そこでいいんですか。それについては、これは議会広報紙を見てますと、議会っていうのは二元代表制でありますから、行政に対して、いいところ、悪いところも含めて、本来意見、意見というか、発表しなくてはならないと思うんですが、それは例えば、悪いことは載せないようにしてるっていうのが見えます。その辺は後でまた反論は聞きたいと思うんですが。「議員の中には、町長の提案したことだから賛成します、町の事業を全力で応援しますと、一般質問でもそういう議員がいます。」

○柿沼委員長 2番についてもっと詳しく説明していただけますか。

○金子副委員長 いきなり3番に。飛んでましたね、説明が。2番について。

○大谷議員 2番については、今までの議会広報紙って、私も議会広報委員会入ってましたけども、これはなんでも、町の事業に対しても何でもそうですけども、町民の、ここは良かったですね、あそこが良かったですねっていう内容しか載せてないと思うんですよね。だから、ちょっとそこはまた反論があれば後で聞くことにしまして。3番の内容というのは、私はこの文書の中で、ある特定の個人を指してやったわけではないですが、なので、だから、例えばその個人に対して文書を出してないんですけども、これ、どれか出せってことでよろしい。出しちゃっていいですか。

○柿沼委員長 示してください、どの議員の、どの一般質問なのかを、資料提出っていうか、説明してもらわないと。

○大谷議員 持ってきたんですけど、これは局長に出した方がいいですか。今読んだ方がいいですか。

○柿沼委員長 発表してください。

○大谷議員 では、令和7年の千代田町議会会議録にあるんですが、第2回定例会、6月の定例会ですけども、畠中議員の中で、その会議録の10ページなんですけども、「事業に対しても全力で協力してまいりたいと思っております」っていう文章があります。だから、それを表出しちゃっていいかどうかあれですけども、それを出さないようにはしてたんですけども、出せと要請がありましたので出しました。

次に、「町にとって不都合なことは議会誌も載せられない」とあるんですが、これは例えば、令和6年4月25日の発行の議会定数を削減したときの文章なんですけども、これは賛成・反対が白熱した議会でもあったんですけども、それぞれ6名の議員が賛成討論、反対討論してるんですが、それはちゃんと限られた文字数の中で、ちゃんとその意見を載せていただいてるっていうのが私の申し上げたかった文章です。それに対して、前回のその令和7年4月25日発行、私と原口議員が一般会計に反対した時のが

これなんですけども、これ結構要約してあって、要約というか、もう端折っちゃってると言つたらいいんでしょうけども、どういうもので反対したかっていうのが全く意味が通らないような感じになつてます。実際、もっと前にも、私が議員になる前の平成27年4月25日の、坂部議員が反対した時の文章も、賛成議員、反対議員っていうんで、こんだけ詳しく載っています。

あとは、載せられないっていうのが、これ他人のだと失礼に当たると思ったんで、私も実際あったことで、平成30年7月25日の、私が「PTAとは何か」っていう一般質問したときの文章がこれなんですけども、これは私勉強してきました、さいたま市では、一律の小学校、中学校、高等学校に関して、入学時に学校の先生からよく保護者に対して、PTAは任意団体だから、そこを任意でもよろしかったら協力してお願いしますってことを徹底するようになっていう指令が出てるそうです。実際にその書類もしいただいてきて、町の教育委員会にも渡してるんですけども、それが、本町に限つては昔からもう綿々と当たり前に入るごとく、保護者に対して何の説明もなく、PTA会費ですよっていう徴収してあるところがあるので、その辺は、私は、そのPTAに入るなってことじゃなくて、PTAは任意団体で、それでもよろしかったら協力してやってくださいということを徹底するようにという意味合いで一般質問させていただいたんですけども、その時に、「PTA加入は」っていうお題目にして、教育長が「任意です」っていうことで最初文章を作りましたら、それを書かれては議会は責任を負えないから書かないでくれっていう風に言われて、「PTAとは児童生徒の健全な発育に寄与する段階です。」という風に変えられました。これが、だから、ちゃんと議員の意見は意見として載せてもらえないということで書きました。

○柿沼委員長 じゃあ、大谷議員の説明について質疑がありましたら、挙手をお願いいたします。茂木議員。

○茂木委員 先ほどの大谷議員の説明の中で、3番になりますが、「議員の中には」というところでは、畠中議員のお話が出ましたが、この最初の「町長の提案したことだから賛成します」というのはどちらの方がおっしゃったのでしょうか。

○柿沼委員長 それについては。手挙げて。

○大谷議員 それに関しては私の今までの主觀で、別に畠中議員を意識してるわけじゃなくて、今回その資料は持ち合わせておりませんが、全協なりそういう中で出てきたんだろうということを認識して申し上げたところで、それに関しては今日証拠を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○柿沼委員長 茂木議員。

○茂木委員 先ほど全協との話が出ましたが、こちらのお話では、一般質問でそういう議員がいますということなので、一般質問の中で確認をしていただければ証拠を説明として出していただけるものと私は思っていましたが、そちらの方が調べ終わらなかったということでよろしいでしょうか。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 大変申し訳ないんですけども、この中身が届いたのが、私、政倫審のメンバーではないので、日曜日でしたか。日曜日かな。なので、ちょっと暇がありませんでした。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 それではこのチラシは、大谷議員はまず最初に調べもせずにこういうイメージでいた、一般質問でこういうことを言っていた気がする、そういう気持ちでこちらのチラシを書いているのでしょうか。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 調べもせすと言いますけども、これは別に、今までの議員をやってきた中で、そういうニュアンスの発言をする議員もいたという認識の中で申し上げたところで、これを例えれば意図的に誰がこう言ったという、要は個人批判はしてませんし、名誉毀損的なことも申し上げてないと思います。ただ、その茂木委員のおっしゃるように、確かにちゃんとした裏付けがなかったと、ここから取ったという裏付けがなかったというんであれば、それはその通りだと思います。

○茂木委員 では、ここ部分にあたっては、大谷議員はチラシの中で裏付けということは、ちょっと言葉が悪いですが、確認をして書いたというよりも、自分の今までやってきた議員の中で一般質問を聞いて、このようなことが言っていた気がするという気持ちで書かれたということですか。

○大谷議員 その通りです。

○茂木委員 では、別の質問をさせていただきます。1番の「東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違います」とありますが、この文書の概要として価値が違うことがあります、では、文書の標目として、東京都の1億円と千代田町の1億円、私は同じ10キロだと思ってるんですけど、そういうことをおっしゃってるのと同じことですよね。これはどういう意図があって書かれたんでしょうか。例えば、先ほどの話のお話のように、パーセンテージとして、東京の1億円と千代田町の1億円は、つまり予算の額が、もともとの母数が違うので、それを書くのであれば、しっかりとこういうものには書かないといけないのではないか。急にこんな東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違いますと書かれても、それを汲み取ってくれというのはなかなか難しいもので、しっかりとそこら辺は、東京都はこのぐらいの予算があり、その中でこのぐらいの1億円がある日本、東京の、東京ではなくて千代田町では予算は今年は89億となっていましたが、その中で1億円はこのぐらいのパーセンテージを占めているから非常に重要だ、そのように書かなくてはいけないんではないのですか。私に言わせれば、同じ10キロです。そして、同じ価値ですし、もちろん皆さんのが税金としていただいているものでありますから、その重さが違うであるとか、東京都を引き合いに出されても非常に言葉として理解に苦しみますが、どのようにお考えでしょうか。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 これまで、前段が読んでいただければわかると思いますので。マナベインテリアハーツ様のところに1億円。1億円じゃ今ないです、結果論はね。その時、1億の予算でスケートボードパークを作るという内容であり、それは1億が、例えば東京都でぽんと出せる1億じゃないでしょうと。千代田は90億しかないっていうね。だからそれが、そういう意味で、その1億の重さが違うという比喩表現で書いたのであって、それでその中には補助金と寄付金で賄われてるので、町として持ち出しがないからいいんだというお考えもありますけども、私は補助金であろうと寄付金であろうと、議員として町の税金を使うっていう、町のお金を使うってことに関しては同じであるので、その辺は慎重に使ったらどうだということで、その1億の重さが違うという比喩表現を書いてただけであって、それを重さっていうのはキログラムでね、1000万が1つ1キロだから、10個で1億で10キロ、重さが違うんですよって取る人ってのは普通いないと思うんですけど。これ比喩表現ですから、それはやっぱり確かに、小学生までにわからせろっていうんであればそういうに書かなくちゃならないと思うんですが、大人が読む文章で千代田の財政の1億と東京都の財政の1億が、重さが違うっていうのは読んでいただければ分かることで、そのように思いますけども。

○柿沼委員長 ほかに。茂木委員。

○茂木委員 では、このチラシはあくまでも大人が読むチラシですか。配布した時に小さいお子さんが読むということは前提に入れてないチラシということですか。

○大谷議員 議会広報と違いまして、これは私の政策ビラですので、子どもが読むという前提では書いておりません。

○柿沼委員長 他にありますか。金子副委員長。

○金子副委員長 すいません、何点かちょっと聞きたいんですけど、今回このチラシを何枚ぐらい用意したんですか。作ったんですか。

○大谷議員 一応2500枚程度自分で刷りました。

○柿沼委員長 金子委員。

○金子副委員長 そうすると、2500枚を最初から自分で配るわけではなかったんですよね。そこらへんはどう考えてたんですか。

○大谷議員 それ、おそらく金子委員の質問の意図として、それを新聞屋さんが受け取ってくれなかっ

た文章を出したのだっていう風に言いたいと思うんですが、これは新聞屋さんが昔より厳しくなったつてのが1つであって、私の文章に昔でしたら「千代田町議会議員 大谷純一」っていうことで、昔ってのは10年前とかに20年ぐらい前ですかっていう話なんですけども、それで私も父の文章を代理で、代理でっていうか、書いたっていう経験がありますから、それで、新聞屋さんに持ってたっていう経験があるんで、これで大丈夫かなと思って、別にその新聞屋さんには、荒刷りというか、それを刷った上で、これ大丈夫ですかっていうのを持ってって、それから刷ったわけじゃなくて、もう大丈夫だっていう前提でもって、2500枚程度刷ってから持っていたわけなんですけども、新聞屋さんに言わせると、住所、電話番号が載っていないと。1日程度ちょっと待ってくれということで新聞屋さんが本部に聞いたら、これはちょっと受け付けるわけにはいかないと。どうしてですかっていうと、体制を批判するような文章だったもんですから、今はそういう文書を出すと、私の個人の責任で出す分だからいいかなと思ったんですけども、新聞屋さんがその受け取った町民からこういうのを出していいんかって批難されてしまうので、これは受け付けられないということで、手配りで500枚程度配ったということでございます。

○金子副委員長 500枚手配りですか。昔は、じゃあお父さんの時はこういう中傷ビラですか、は大谷さんが書いてたってことで。頼まれてね。そういうことですよね。昔は緩かったから、新聞屋さんに持ってって配ってもらった。

そこで私、ちょっと新聞販売店の知り合いがいますので、ちょっと聞いたんですよ。2店舗ほどで、これまで選挙関連や議員個人向けのチラシ配布業務を行った経験があります。その新聞配達は、「新聞販売所は、日本新聞協会が定める新聞倫理綱領に従い、販売及び配達を実施しています。新聞は報道と論評の自由を有しているため、取り扱いに際して公共の利益や配慮を重視し、責任を意識して活動しております。」そのところですよね。「編集や制作、広告、販売などの各分野において、新聞に関わるものは所定の責務を果たすよう努めています。」常識な考え方を持ってることですね、新聞に対して。また「読者との信頼関係を重要視し、言論や表現の自由の保持や自己規律を両立させるため、今回確認したチラシについては、新聞倫理を大きく逸脱している可能性があるため、配達はうちでは行えません」と。それともう1つ、新聞販売店にこのチラシを私は持ってたんですけど、「このチラシは多数の方々に対する批判的な内容が含まれております。」多数の方々に対する批判的な内容が含まれております、新聞屋さんがね、そういうふうに理解したんでしょうね。「配達の可否については、本部に確認したところ、中立性を重視する新聞社としては、このようなチラシを配布した場合、読者からの寄せられる苦情に対して責任を負いかねるため、お取り扱いを断らさせていただきます。」やはりですね、これを聞いて、今回、チラシは、世間一般的に見てね、中立の立場、新聞販売店2店舗、第三者の意見を聞いて、配達できないチラシ、大谷さん自身もそれは認識しているわけですね。つまりですね、不正な疑惑を持たれるチラシではないかと思われてるわけです。議員のこの3条の1でしたっけ、そういう疑いがあるようなチラシを新聞配達店から拒否をされたのを、やはり第三者の目から見た意見を無視して自分で500枚も配ったっていうことについてどう、昔はお父さんのチラシは受けてくれたかもしれないんですけど、今はそういう昔とは違います。それを注意された、また翌日にも再配、配っているということについてはどうお考えなんですか。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 色々ご意見あると思うんですが、新聞社からすると、触らぬ祟りというのが新聞社の責任にされるんであれば出したくないって、これは理解できますよね。だから、それを無理やり出してくれって言ったわけじゃなくて、それをまずその新聞社の意図として、新聞社の新聞じゃなくて個人の折り込みですから、そこはまず誤解しないでいただきたいんですけども、そこは新聞社がダメだっていうんであればダメなのはそれは致し方ないですよね。それで、じゃあ私の、その金子議員が今おっしゃる文章っていうのは、私はその新聞社から事細かにそういう文章で返答いただいているわけじゃないので、今ここで初めて聞いたことなので、その内容まで細かくわかりませんけども、新聞社がダメだって言われたからダメだってことではなくて、やっぱり議員っていうのは言論の府で戦うわけですから、それは賛成の人、反対の人っていうのがいるわけで、これは当然どこの議会でもそうだと思うんですけども、賛成があり反対がありいいと思うんですよ。それで反対の人っていうのは意見を言う。これを例えば、私はとことんねじ曲がってたとは自分で認識してませんけども、どこぞの党だとしてもいろんな政策ビラはあるわけですよね。そういう中で、じゃあその人、たまたま本町の場合にはみんな保守系というわけですけども、じゃあ革新系の議員がいた場合に、その人に対してそのビラはいかんと言うんですか。言論の自由っていうのはどこにあるんですか。言論の自由っていうのは、この政治倫理要綱ではなくて憲法ですよ。それに対して金子議員はどうお考えなんですか。

○金子副委員長 どこぞの党の政策ビラを批判してるわけではないんですけど、そういう政策ビラに関してはこういう批判的なこと、数多くの方々に対する批判的な内容は含まれてないと思うんですよ。別にその言論の自由をおかしいとかって言ってるわけではなく、内容がおかしいのではないかっていうことなんで。しかも、第三者の新聞販売店からそういうふうに断られるところで、自分は気づかなかつたのか、これはおかしいなっていうこと。よく聞いてもらいたいんですけど。そこらへんが問題じゃないんでしょうか。その次に、内容は内容であるんですけど、これを第三者が見てですよ、私たち議員を見て、これおかしいんじゃないかなって話をしてる中でまた配ってる。自分の理由で配ってたわけですよ。あそこまで配ないとわけわかんなくなっちゃうから、あそこまで配っちゃったって。そこらへんはどうお考えなんですか。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 何人が傷つく、数多く、だから、例えば数多くっていうのは、私の文章で数多くの批判っていう、批判っていうか、その数多くの人に対して批判してるんですか。

○金子副委員長 してるんじゃないですか。

○大谷議員 どこを批判してるんですか。私が批判するのは、町が拙速に早くお金を使いすぎるんじゃないかなってことと、まあまあ、議会に対してですね、言ったことですけども。じゃあ、議会の議員と数多くのっていうのはそこは。他はどこなんですか。

○金子副委員長

先ほどから言ってるんですけど、屁理屈を言っても屁理屈で行くだけなんで、言ったことに答えてもらえば。

○大谷議員 数多くのって今、金子議員がおっしゃったんで、この私の文章で数多くの方が批難されてるっていうような内容でしたよね。数多くのってのはどういった人なんですか。じゃあ、別に何人あげろっていうんじゃなくて、どういった人が迷惑を受けたんですか。

○金子副委員長 これを500枚配ったんですよね。500枚全員が目を通したわけではないんですけど、それを読んだ人、それを感じた人、感じられた対象者だっているわけじゃないですか。そこらへんのことです。

○大谷議員 これ、例えば、議会広報紙っていうか、出す広報紙の中で、その一部、特定のっていうか、その町民に対して何らかのことを書けば、これは議会広報紙として問題が起きるであろうっていうのは予測できますけども、個人が私費で出したことに関して、別に自分の後演会の人に加わったわけではなく、舞木の一区画というか、全部じゃないんですけども、に私の考えを文章にしたためポスティングしたっていうことに関して、それを例えれば、その受け取った本人が「大谷議員けしからん」っていうんであれば、それは選挙なりで批判を受けるだけであって、それを差し止めるって権利があるんでしょうか。それは、自分が自分の責任でもって、自分で書いた文書っていうのは、その受け取った人が、それはこれはけしからん、頑張ってるってのは頑張ってるでいいですし、けしからんと思えば、それは自分の選挙で批難を受けるってだけのことだと思いますけど、いかがですか。

○金子副委員長 先ほどから屁理屈のまた屁理屈なんんですけど、この件に関しては、大谷議員が事実と異なったことに対してチラシを配っている。しかも舞木地区。自分の支持者と思える舞木地区だけど支持者ではない人たちもいるわけですよね。その人たちに迷惑かけてる。ここに出てきてる私たち議会にも迷惑をかけている。執行部にも迷惑かけている。違いますか。屁理屈の答えはいらないんで、また違う人に譲りたいと思いますけど。

○茂木委員 今のご質問、ちょっと切らせてもらってよろしいでしょうか。私からちょっと質問したいのが、先ほど2500枚をお刷りになって500枚配布したことですが、残りの2000枚はどこに行つたんでしょうか。

○大谷議員 まだ自宅で持っています。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 こちらの畠中議員の方のことにも書かれておりますが、7月5日の日、町民プラザで全員で話し合いをした時がありましたよね。その時に、あまりこういうものはよろしくないのではないかと

いう話が全員の中で多分意見的に出たと思います。そのときに、一旦はやめてくださると私は思っていたのですが、まあ私はこれ私の気持ちなのでわかりませんが、そこまで配ったチラシと、その後配つて、政治倫理審査会ではなくて、違う委員会の時に、いやもう配ってませんと、一度やめましたと言っているにもかかわらず、でもここまで配りましたと言った。配布した具体的な枚数とかはわかりますか。一番最初に配った枚数と、私たちがその皆さんで、議長の下で、皆さん話し合いを持ちましたよね。座談会で持ったと思います。その時に全員の意見を言い合って、今回のものは真偽が問われるものもあるので、1回やめていただきたいという話をして、その時になんとなく皆さん、決は取りませんでしたが、なんとなくそういうイメージっていうか、そういう気持ちになったんだと思います。で、散会してからその後も配ったっていう話なんですが、先ほどもお話ししたように、その前とどのくらいの差で配っているのかをお知らせいただければと思います。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 定かではありませんが、もう20件程度かなって、20枚程度かなと思います。茂木議員が今おっしゃるのが、みんなで座談会を持って、やめた方がいいんじゃないかという話があった、それにも関わらず配ったっておっしゃるんですが、その学級委員会じゃないって今僕は申し上げたんですけども、議員というのはそれぞれに言論の自由があるんですよ。その言論の自由の中で、私はこの中で個々を攻撃はしないんです。私の町の行政執行に関して思ったことを書いただけであって、例えば誰々議員がこういうこと言ってたとかも書いてないですし、私の主觀で書いてるんです。しかもその書いた経緯っていうのが、3月の定例会の一般会計予算の中で反対した、原口議員も反対しましたけども、その中で、広報の中で、ちゃんと私的には、選挙の定数を減らした時みたいに詳しく大谷議員、原口議員の反対の趣旨を書いていただければ何ら問題、私なかったと思うんですよ。それがちょっとしか書いてなくて、町民の皆さんから、大谷議員は反対したんだけど、何についてどう反対したのか分からないって言われたんですよね。

○茂木委員 私の質問はそこではないので。

○大谷議員 いやだから、それで出したっていう経緯っていうのが、それがわからないから、自分で自費で刷って配ったっていうんであって、それでやめてくれとかね、それを皆さんやめてくれてって言ったのにっていう。

○柿沼委員長 茂木議員。

○茂木委員 私の、先ほどのやめてほしかったっていうのは私の気持ちですので、それは別にいいんです。ただ、そうではなくて、何枚配ったのかが知りたかったです。

○大谷議員 20枚程度です。

○茂木委員 20枚程度ですね。わかりました。では、続けさせていただきます。私その時に、これは真偽が分からぬところもあるのでやめた方がいいんではないかと言った件なんですが、このスケートボードパークに関してはこのビラを書くにあたってどのぐらい調べてあるのでしょうか。

○大谷議員 質問の意図がわからないんですが、どのくらい調べてるってのはどういうことでしょう。

○柿沼委員長 茂木議員。

○茂木委員 こちらのビラにありますと、「何の根拠もなく建設を進めているということになります」と書かれていますが、そのようなことは根拠がないということをなかなか説明するのも難しいと思うのですが、どのような形でこのような言葉を使って書いたのでしょうか。

○大谷議員 それ、前にも申しましたが、その千代田にとって1億というお金を使うというのは大変な問題だし、今まで慎重に議決してたはずなんですよね。それが例えばちょっと風の便りで、その昔、子ども議会から出たんだとかなんだとかって話も聞こえたんですが、私に言わせると、その1か月前の全協の中で、いきなり執行部からこういうものを作りますと、私の記憶ではですよ。それを例えばその金額の差にしたら大変恐縮な言い方になっちゃうんですけども、例えば300万とか500万で、ちょこっと修理手立てをするってことじゃなくて、当初この1億を、今実際もう減額されてるわけなんだけども、1億使うって内容に関して、1ヶ月前に、今度3月の正予算でこういうのを使うっていうのは、私は拙速すぎると思ったんです。それは個人の主觀はあると思いますよ。それでいいんだって人もいると思いますけども。今までの千代田町の、昔は50億とか60億っていう予算で、今ふるさと納税があるんで90億円近くなっていますけども、その中で1億をポンと1ヶ月で出してきて、今度こういうのを通しますって言ったのは、私は違和感があったと。だから、違和感があったかなかった、ない議員もいるでしょうけども。なので、早すぎるっていう風に書いただけです。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 その件に関して、執行部側に調べたりとか、その場ではお答えいただけなかったにしても、執行部の方の方にお尋ねして、これはどういうことなんだっていう話し合いであるとか、質問であるとかっていうのは行ったのでしょうか。

○大谷議員 それ、ちょっと意図がわからないですが、それはチラシを出す前ってことですか。それともその反対する前ってことですか。

○茂木委員 いや、チラシを出す前です。

○大谷議員 じゃあ、3月の定例会で反対を、こういう理由で反対しますと私が述べて反対をして、その後に、じゃあなんで3月が6月になったかっていうと、その後、間に、今までの取り決めでもな

いけど、暗黙のルールで、議会広報紙が出す前に自分の広報誌を出すんではないっていう暗黙の了解があったので。それはここにいる橋本委員も当事者なんですけども、その議会広報紙を出す前に自分のその審議のビラを出すっていうのにややクレームがあったそうなんです。それなんで、私はすぐ出さなかつたっていうのがまず1つ。それと、そういう理由で3月の定例会の内容が6月になつたっていうことが理由です。その間に、執行部として丁寧な説明がなかったかっていうのを聞いたかどうかってことですよね。それは、定例会の中でもそうですし、全協の中でも多少私質問しまして、例えば、名前出すのもあれなんで、担当課長が、例えば何年前から構想があったとか、そういうことは一切触れてませんよね。いきなり出てきたわけなんですよ。それを後付けで、町長も実は昔から考えてたとかって後から言ってましたけども、その時には実際、例えば3年前から温めてたとか、5年前から温めたなんてことは私は承ってないので、急に出てきたという判断をした次第です。それで、その中で質問をしましたし、改めてこれは急に出てきたのとかっていうことは担当課長には聞いてません。

○茂木委員 別に変な告白ではないんですが、私議員になってまだ1年半ですが、大谷議員のことはもう非常に同じ委員会でお世話になっておりまして、色々な意見であるとか、あとは博学であるので非常に尊敬しているところではあります。ただ、なぜ6月のこの出すまでに執行部側の方にいろいろ相談したり、相談っていうか相談と変ですね、色々質問をもつとして、どのような経緯でこれがなっているのかというのを問い合わせなかつたのかっていうのは非常に疑問に思います。この紙を、このチラシの方には「つまり執行部側は何の根拠もなく建設を進めていることになります」と書かれていますが、私は予算委員会で大谷議員が反対したことに関しては全くの異議を唱えることもありませんし、問題はないと思います。このチラシを配ることにも問題はないと思います。ただ、ここの部分に関しては、執行部の方に、私も大谷議員がこういうことをお話ししてたのでショックだったんですよ。ショックでした。そういうことで反対する方もいらっしゃるんだな、大谷議員はいろいろ知っているから、多分これも、まあこういうことがあるんだろうなと思いました。

でも、自分で納得いかないところがあったので、その後調べました。いろんなところに行って、例えばKAKINUMAアリーナであるとか、そちらにも足を運んで調べました。その時に分かったことが何個かあります。もう令和4年の末には話が出ていたということです。あとは、先ほども大谷議員が風のうわさでとおっしゃっていましたが、141号、2018年の1月25日議会だよりの方の141号で子ども議会がなされていると思います。午前中の方で、あの畠中議員からもお話がありましたが、その中で、中学校の男の子がスケートボードパークについて話しています。それは、こちらの141号の議会だよりを見ていただければ皆さん分かると思いますが、この中で、「大人の間でスケートボードが流行っています。僕も小学校6年生の頃から言っています。2020年に開かれるオリンピックの追加種目としても選ばれました。ですが、現在、スケートボードを行う環境がありません。スケートボードを道でやっていると危険で事故につながります。そのため、勝手な考えですが、なかさと公園にスケートボードパーク、スケートができる公園、広場をつくってほしいと思います。」そうやって書かれています。この広報を作った中に大谷議員はいらっしゃいましたよね。この141号の広報委員の中に大谷議員の名前はあります。なので、これは大谷議員はご存じなはずなんです。ということは、少なくともここにあった小中学校の児童たちはスケートボードをしているし、スケートボードを欲しているということは分かっていたはずです。失念していたのであれば、そのことを調べるべきだったと私は思います。

そして、このことに関してですが、午前中に畠中議員からも皆さんもお話があったと思いますが、令和5年の2月の方から、商用地のことであるとか、あとは余剰金の活用であるとか、あとはなかなか知事の方のオッケーが出なかったという話もありました。そういうことも、一議員のペーぺーの私、1年半しかやってない私が行っただけで、すぐに教えてくれました。執行部の方、教えてくれました。これはこういう理由で言えなかった部分があり、皆様には伏せていいかといけなかった部分もあるので、それは申し訳なかったと思っていますが、決してこれは町の人が望んでいないわけでもなく、子どもたちがある程度前から望んでいたことですという話も受けました。KAKINUMAアリーナの駐車場を一つ潰して、スケートボードができるような環境をして、1年間チェックをしていることも知っています。そこでちゃんと署名をしてもらって、子どもたちに開放していきましたが、子どもたちですから、1人やっていたらば、書かなくていいや。みんなで遊んじゃおうって言って書かなかった子もいると思います。年間で366人だそうです。大人が混ざっていたか、それはわかりませんが、そのぐらいのお子様たちが1年間の間で、もちろん平日は使わない方が多かったと思います。土日祝日で。そのぐらいの子どもたちがやりたいな、面白そうだな。2020年、2020年に開かれませんでしたが、東京オリンピックでもあるように活躍する方が多くいて、自分ももしかしたらもうちょっと上手になったらいいな、でもここにはないな、そういう意図を多分含めて皆さん、執行部の方は動いているのかなって私はその時初めて思いました。

そのように、何かこれはおかしいと思ったことを自分の中で溜めないで、ほかの議員の方に相談するであるとか、関係のところに行って確認をするとかしてから私は出してほしかったって非常に思います。この部分に関しては何の根拠もないわけではないので、根拠があることに関してこのように書かれたというのは非常に残念であります。その部分に関して大谷議員はどのように考えているのか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○大谷議員 私から言わせると、もう後出しの根拠だと思います。ていうのは、この問題が、私が反対した後に、実は昔から、確かに子供議会で一お子さんがこういうのがあったらしいっていうことに関しては、正直私も失念しておりました。そのお子さんがこういうのあったらしいねっていうことと、行政がこういうのやっていきたいってことは別だと思います。こういうのやっていきたいっていうのが実際にアナウンスがなかったわけですし、私はその担当課長に、じゃあ競技人口ってどのくらいやってるんですかってのも質問しますよね。その時に担当課長答えらんなかったですよね、その時に。ちゃんとした公式の場ですよ。それであれば、例えば手持ち資料がないんだったら、実際調べてるんですけど、手持ちの資料がないので後から申し上げますでも良かったのに、そのあと実際に何もなかったですよね。それを後から、実際はどうだったのつったら、じゃあ実際執行部側は、いや実は調べて、こんだけの人がやってますとか、このくらいの時から子どもたちに言われてましたってのは、それは後付けの根拠であって、我々が議会として聞いたっていう時にはその時の根拠がないですね。それは後から実はこうだったんだよと、なんとでも言えるじゃないですか。実際に正式に全協でも本会議の質疑の中でも、私聞いてる中で、じゃあ例えば子ども会とか学校のPTAなりとかから要望があったんですかって言ったら、その時も答えなかつたですし、じゃあ競技人口、スケートボードをやってる子どもたちってどのくらいいるんですかって、答えなかつたですよ。それが今茂木議員が言うように300何人ですかっていう話って、今聞こえてきた話であって、それを例えばその全協なりで、今こういう状態でこのくらいのお

子さんがやってますなんてアナウンスなかったじゃないですか。それを後から聞いてきて、実際はこうだったっていうのは後付けの根拠じゃないですか。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 後付けとかそういうわけではなくて、これを出すにあたって自分が責任を持って出しているわけですよね。このビラの一番最初に「千代田町議会議員 大谷純一」とあります。大谷議員が責任を持って出しているものに関して、何の根拠もなく建設を進めているというのは間違っているわけじゃないですか。結局、根拠があったわけじゃないですか。そのことに関して、根拠があるにも関わらず、根拠がないって書かれているんですね。そのことに関してはどうなんですか。例えばですけど、私がこのようなビラを書くのであればして、本当に根拠がないのかは調べます、その場限りで。もし執行部の方が答えられなかつたとすれば、後で、あの時執行部の方答えてなかつたけど、自分の質問にちゃんと答えられるのって聞きに行きます。そういうことはなさらなかつたんですか。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 ですから、それを作るっていう、6月、実際にはもっと早く原稿って私作ってましたけども、その後に聞いて根拠を言ってるってだけであって、だから公式の場で根拠を言ってないでしょ、行政が。だってそれは、あなたが個人的に担当課に行って、実はこうだったんだよって聞いた内容じゃないですか。根拠っていうのは、全員協議会なり本会議の中で議員が聞いて、それが根拠ですよ。そんとき根拠を言ってないじゃないですか。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 いや、その時に示されなかつたらば、そのまま放置っていうことですか。そのまま示されなかつたから、じゃないんだっていうふうに考えてしまうってことですか。その後、あのときに、先ほどもお話ししましたが、あのときに根拠がちゃんと示されなかつたがどういうことなんだ、しっかり見せてほしいっていうのを確認にはいかないってことですか。

○大谷議員 そういうことではないと思いますが。だって、公式見解が、根拠を言ってないのに、実はってんで後から個人的に担当課長に聞きに行ったら、実はこうですよって、茂木議員がそう言いたいわけですよね。だけども、じゃあその根拠っていうのを公式的に書けますか。だって議員っていうのは、公式で発表されたことに関して判断していくんですよ。それを、実際は本会議であつたり全員協議会で執行部から説明があつた中で、そういう見解がないのに、あとは、じゃあ実際ほんとのとこどうなのって。じゃあ実際は300何人やってましたってことね。あなた、調べに行ってってことでしょ。それを書くわけにいかないでしょ。だって公式見解してないんだから。だって議会っていうのは、確かに心の中で、じゃあ実際はあつたんだなっていう検証はできますよ。だけども、公式的に本会議の議場なり全員協議会で実はこうですって事務方が発表しますよね。それが全てであって、実際本当のとこはどうなの

つつったら、いや実は昔から考えててねって、それは公式見解じゃないでしょ。それを後から聞いてつたら、実は根拠があった、大谷議員の言っていることは根拠がないじゃないかっていうのは、それは本末転倒の話で、公式的に発表してないことでしょ、だって、執行部が。その後でも、じゃあ言いました、担当課長が実際は大谷議員にこういうことを一般質問なり、本会議なり全協で言われたんだけども、実際は、あとから、今から申し上げますけども、300何人の競技人口がありましたとか、大谷議員忘れちゃったかもしれないんですけども、子ども議会でも提案があったんですよって、そのこと一切ないでしょ。それを、後から聞いたことを根拠だって言うんですか。議会っていうのは、公式的に発表されたことを町民にこうだああだっていうのが議会じゃないんですか。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 確かにそうかもしれません、先ほどお話ししたように、これは議会議員の大谷議員が責任を持って出している話ですよね。でしたら、ここに公式見解では何もなかったって書くべきです。私はそう思います。まあ、これは思った思わない話なんですが。でしたら、そういうことをしっかりとここに書かないと、執行部は何の根拠もなくというのは、根拠があったというわけじゃないですか。確かに示されてないかもしれない、全協でも定例会の方でもしっかりしたことは話されてないかもしれません、委員会の中で色々なったことがその部分で話されなかったりとか、質問になかなか答えられなかつた場合には、では次の日また開きましょうみたいな、そういう形で聞いてもらって答えを導き出していただくというのも1つの手だと思います。ただ、もう1つお伝えしたいのが、私は全然出でていないので分からないのですが、子ども議会について答弁を町長がしているのですが、その件は子ども議会に出た議員の方々、皆さんご存知なんですか。

○柿沼委員長 大澤委員。

○大澤委員 執行部が答弁をするので存じ上げております。

○茂木委員 そこで答弁として、町長が「なかさと公園にスケートボードができる広場をとのことです、スポーツを楽しむのはとても大切なことだと思います。スケートボードに関してはいろんな意見があるので、近隣にいくつかあるスケートボードパークなど、スケートボード人口を調査して、いろいろな競技に利用したいのか、広さはどの程度なのかなど、利用者の需要が多ければ検討してみたいと思います。最後に、道路でのスケートボードは危ないので絶対にやめていただきたいよにお願いします。」って書かれてるんですね。これは、皆さん、子ども議会に出た方はご存知のことということでよろしいですか。

○柿沼委員長 大澤委員。

○大澤委員 今ここにいる3期生以上の議員に関しては聞いているものと思います。

○茂木委員 私も勉強不足で非常に申し訳ないのですが、今、子ども議会の方がどんどん進んでおりますが、この前回の子ども議会として、この141号、2018年ということで出された時には、このように執行部の方も多分この情報は共有をしているんだと思います。なので、あの場では言えなかつかもしれないですが、ちゃんとKAKINUMAアリーナでも人数をチェックしているというのを、付け刃でもなく前の段階からやっていたということを確認した上で、このような文章として、執行部側は何の根拠もなくというのは非常に語弊があるのかなと思います。読んだ方、先ほどもお話ししましたが、これを、まあ大谷議員は大人用にということでしたが、この時のお子さんが多分大きくなっていたりする方も読んでいるとは思いますが、根拠は自分たちが子ども議会の時に話したあの内容のものなのかな、自分たちが言ったのが、ちょっと時間は経ってしまったが、東京オリンピックを境にスケートボードが一気に人気ができて、近隣でも色々なものがてきて、これは作ってくれるのかなっていう、そういう期待を、期待があったと思うんですね。そういうものに関して、今回の、まあ広報でもそうですが、候補で、あの答えてくれた男の子が、前、午前中には中議員が聞いてきてくれて、どのような感想でどのようなふうに話をしたのかというのを伝えてもらいましたが、そういうつもりで言ったのではない。本当に嬉しかっただけです。多分これが真実なのかなと思うんですね。

なので、私、個人的な意見として、この執行部側は何の根拠もなくというところに非常に引っかかりを感じました。なので、私は、先ほど言ったように、7月の5日の時に、これは配らない方がいいのではないかなっていうことで、私は、これは一度、差し止めではないですが、修正するなり何なりして意見を言うことの方がよろしいかと思いますということを伝えました。決して一般予算に、一般会計予算に反対したことが悪いことでもなく、ビラを配ること、チラシを配ることが悪いと言っているわけではないんですね。この中に書かれていることが、今までのことと、今まで例えばその子ども議会でやったことであるとか、そういうことがしっかりとベースにあった段階で執行部も動いていて、先ほどもお話ししましたが、なかなか知事からの見解が得られなかったのでオープンにできなかった、秘匿にせざるを得なかったという事態もあったようなので、そういうものも考えた上でこちらの文章とかを書いていただきたかったんだなっていうのは思います。その執行部が根拠ということに関して、これは根拠じゃない、それは根拠だと言われても、確かに議会の中ではそうなのかもしれません、私は一個人として、議會議員の同じ委員会に所属している尊敬する方がこのように間違えたものを配る、間違えたものを配って読んだ方が違うことを考えてしまうというのを恐ろしく感じたので、できれば今回配らないでほしいという意見をお話しさせていただきました。皆さんはその部分に関してはどのように考えているのかを、委員長の方からもほかの委員の方に質問してみてください。

○柿沼委員長 先ほどの件について。

○原口委員 違うでしょ。大谷さんに対しての意見を聞く場ですよ。委員の意見はまた別でしょう。ちゃんと委員会の趣旨を把握してくださいよ、委員長。

○柿沼委員長 では、質疑にします。大谷議員。

○大谷議員 今の茂木委員のことに関してなんですが、子ども議会の時にから始まってたっていうか、それが根拠だってことなんですけども、議員っていうのは、議会に説明されて初めて根拠なんですよ。その、子ども議会とか、巷で町長がちょっと喋ったとか、そういうことが、町長がやってるげだよとかじゃなくて、公式的に見解が、やったことが根拠であって、それは議員として、私からするともうちょっと認識改めてもらいたいなってありますよね。ていうのは、例えば1億の話っていうのは、その秘匿するっていうのは、例えば企業を誘致するとかってのは秘匿ですよ、調印するまでが。だけども、1億とか2億とかそういう事業を、町のお金で、でっかいお金ですよね、それをやるときには、議員に対して、例えばね、今は無理なんだけども、お金ができたら次はこういうことやりたいんだよね、ああいうことやりたいんだよね、どうだろうねって議会に諮るのが執行部じゃないですか。それを子ども議会の時に子供がちょっとしゃべってたから、その時から根拠があったわけだってのは、全然言つてること違うと思いますよ。議員に対してアナウンスがあったかどうかですよ。その時に、一中学生が町に対して、こういうのを作つてほしいねっていうのが、実際事実として提示されましたけども、それが根拠じゃないですよ。執行部っていうのは、議会に対して、議員に対して、こまめにと言つたらちょっと語弊がありますけども、今度はこういうことやりたい、ああいうことやりたいっていうのをアナウンスして初めて根拠ですよ。

○茂木委員 いろいろなことがあると思います。こういう事業に関してはいろいろあると思うんですが、私はこれがきっかけの1つだと思ってるんですよ。根拠というよりもきっかけですね。これを作ろうと言つたときに、じゃあ果たしてどういうものが町にとっていいものかっていうきっかけとして、子ども議会のこの話っていうのは多分出たのでは。私の想像ですが、子ども議会でこういう話が出たというのは町長もお話しますから、多分この情報は共有していることだと思います。プラスすることの、この、先ほどもお話したように、KAKINUMAアリーナのあの場所であるとかっていうのをスケードボートパークで使つている子がいるというのを、では大谷さんは、大谷議員はご存知でしたか。

○大谷議員 KAKINUMAアリーナに行った時に、やってる子がいるなという認識はありました。ただそれは、そういう公園がないから、そこを代用的に使ってたってわけですよねっていうことなんんですけども、それをやってる子がいるから作ったっていうも合理的な根拠じゃないですよね。私が言いたいのは、議会に対して執行部が今度はこういうことをやる、今度の小中一貫校だってそうですけども、中学校が老朽化してるから、お金がこんだけ貯まつたり、あるいは補助金なりが下りれば、こういうのを作りたいんだよね、どうだろうかっていうのが議会に諮るのが執行部と議会の関係性であつて、急に1ヶ月でもってこういうお金が入ることになったからすぐ作る、これを私は拙速だと思いますよ。もうちょっと議会としては、議員が執行部寄りの考えになっちゃってるのか、それはわかんないですけども、議会としては執行部に対してもっと早めに丁寧な説明をしてもらいたいってのが議会側の立場であつて、執行部が言ってきたからいいとは思つてないでしょけども、それが私は1ヶ月って、うんと違和感ありました。だからそれが結果的に、その何年も前に中学生が町に提案したのが起爆剤にはなつたと思いますけども、それがずっと長年温めてきて、1ヶ月前に、おいやるぞ、1億かかるんだからなつて、それを議会に提案するのは、私は根拠がないって、そこは思ったわけです。それだったら、何年も前から、今度お金ができたらこういうことやっていきたいんだけど、議員の皆さんどうかねって。それが行政と議会

の良好な関係であって、突然できたからこういう風にやる、認めろっていうのは、私は議会軽視だと思いますよ、それは。

○柿沼委員長 いいですか。じゃ、金子委員。

○金子副委員長 根拠の問題なんんですけど、先ほどとはちょっと違う論でちょっと話をしてみたいんですけど、この証拠説明書の4番にあたるんですかね、「私が大河170号の8ページのように、私が反対した趣旨も分かるようには載っていません。町にとって不都合なことは議会者にも載せられない。こんな町で良くなるのでしょうか」っていうのは、これについては、先ほども言ってましたけど、ちゃんと根拠があっての発言なんでしょうか。これは根拠があってこのチラシに載せたのでしょうか。私、議会広報編集委員長としてこれ携わってたと思うんですけど、ここにも編集委員が、柿沼委員長、あと大谷委員長のほか、みんなそうだったと思うんですけど、これみんな違和感を持ってるかなとは感じるんですけど、本当は全員に聞きたいところなんんですけど、先ほど原口委員からちょっとと言われたんで聞けないんですけど、こここの根拠についてはどうお考えなんですか。

○大谷議員 先ほど述べたように、まず、色々例示していくと差し障るところもあるので、私で引っかかったというか、私の部分で、項目で引っかかったのが、その広報を書いたときに、もうこれは載せないでもらいたいっていうのがあったっていうことです。それで、一応提示しましたけども、反対意見、賛成意見、討論っていうのが載ってましたけども、それが簡素化されてるって、明らかに簡素化されてるってことです。そもそも論の考え方で、議会っていうのは二元代表制で、議会制民主主義なんで、執行部に対して、それがいいのか悪いのか、今やるべきなのか後回しにすべきなのかとかって、それを決めるのが議会であって、その執行部がやることに関して、はい、みんないいことですね、いいことですねっていう、そもそも、議会広報紙っての、私は違和感を覚えます。議会として、執行部に対して意見提言があるんであれば、ここがおかしいよっていうのはどんどん載せていくべきだと思いますし、これを載せたら執行部に怒られちゃうから載せないんだっていう考えがあったとすれば、それはおかしい話で、それは議会として独立してるわけですから、ちゃんと物を言うべきところは物を言うべき広報にしなくてはいけないって意味からここに書きました。

○金子副委員長 これ、あれですよね、大谷議員も確か1期生、2期生ですか、8年間、広報編集委員の中にはいましたよね。その時はどうだったんですか。こういうことやってたんですか。大谷議員がいなくなつてからだったんですか。それと、大谷議員もいたときのように、定数削減の賛成・反対の時は、あれは町の議会事務局が作ったんです。それは知っていますよね。定数削減での、今回の170号の大谷さんと原口さんが反対したのも、それを見習って中立の立場である議会事務局が作ったんです。何度も言っていますけど、それを確かめずに、なぜこういうことが言えるのか確かめてなかったですね。私、話したとき、そうだったんって言ってましたよね。それを確かめずになぜこんなことが、広報編集委員会、議会広報に対してこう批判的なこと、これを見た人はなんだこれって思うような発言になると思うんですけど、そこについてはどうお考えなんですか。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 私は現在広報委員であれば裏の事情というか、わかるんでしょうけども、今広報委員じゃないので、これを書いた人ってのが私は存じ得ないので。なんでこういう風に、前の定数削減のときは事務局が書いたってのは存じてますけども、それが同じ事務局が書いたにせよ、こんだけ簡素化っていうか簡略ですよね、になったのかっていうのは、私はちょっと疑義が残るところです。だから、それに對してどうだっていうんですか。

○金子副委員長 やはりこういうものを出す前にちゃんと根拠として調べておかしいって言うべきではないでしょうか。さっきから根拠がどうのこうのとか屁理屈をずっと並べてるんですけど、そういうことも何もしないで、自分の考えだけでこういう風のを作っているのがおかしいんじゃないですか。私が入ってなかつたんだったら、入ってた人に聞けばよかったんじゃないですか。これ誰が作ったのって、それだけじゃないですか。議会広報が出た後自分が見てから、これおかしいよ、これ誰が作ったのって、委員長である私にも聞けばよかったわけですよね。それから、これを作ったって遅くはなかったと思います。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 内情を聞ける状態では、聞けるっていうか、私が物理的にその広報委員じゃないので聞ける状態ではなかつたんですけども、だから聞かなかつたのかって言われて、聞けない、聞けるんだろうけども、別に私としては別に聞く必要がないなと思って聞かなかつたんですよね、結果論見て、広報のね。だからそれで、例えばじゃあこの、ここの中で柿沼議員と私以外は広報委員なんですけども、原口議員と私の賛成の時の話の経緯知ってる方いらっしゃるんですか。どうしてこうなつたかって。例えば、誰も昔みたいに詳しく載せようって話はなかつたんですか、反対意見に対して。だから、こういう風に反対・賛成意見っていうのがいっぱい昔載ってた中で、今回はこんだけ簡略化されたわけですよ。しかもご丁寧に原口議員の詫び状まで載せてね。それは広報委員としてこれで良しとしたわけですね。広報委員会としてだ。その時に委員の意見として、これわかんないよとかっていう方はいらっしゃらなかつたんですか。

○金子副委員長 恐らくいなかつたからそう出たんじゃないですかね。いれば変えてましたよね、文言も何も。確かにそのことに関しては今覚えてるんですけど、事務局が作って、レイアウトだけはいじらせて変えさせてもらったと思います。ちょっと見づらかったので見やすく、それだけです。やはりそういうことにも関しても、さっきから根拠がどうのこうのって話になってんですけど、すぐそこに、隣に座ってる人が広報委員なんですよね。聞けばよかったんですよね。聞けなかつた状態ではなかつたんですよね。これなんでこういうふうに書いてあるって、聞けない状態の人たちがいるんですか。ただ簡単に聞けばよかったんですよね。なぜこれ、こんな簡単になっちゃつたのって。前回の時はこんなに長つたらしく書いてあったのに、それがなんでできなかつたんですか。できないでこういうことを書くのがおかしいんではないかと言ってるんです。

○大谷議員 基本、広報委員じゃないので、途中経過に対して口挟む権利ないですよね。

○金子副委員長 いやいや、途中経過じゃなく、出てから聞けばよかったじゃないですか。見て自分でおかしいよねって。これを出す前にできましたよね。それ、時間がありましたよね。スケートパークと。1ヶ月前に出したからこうやって早くダメだって言ってるのとはまた違いますよね。別に時間はあったわけですよね。それ、なぜ聞けなかったのか。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 これを聞くっていう意義はどこにあるんでしょうかね。意義はどこにあるんですか。だって私、部外者ですよ、広報委員じゃなくて。これで出た後に、発行した後にこれどういうことなんて言って疑義を取られてもしょうがないじゃないですか。だって、そこで修正するもんでもないし、出し直しするわけでもないし、私と立場としてはこれを受け止めるしかないんですよ。要は、差し出口を出す権利ないですからね。どうしろって言うんですか。それを、出来上がってて、完全に出来上がったものに関して、これおかしいよねっていうところはどこにあるんですか。

○金子副委員長 じゃあ、また水掛け論になっちゃうんですけどね。あのね、こういうふうにね、自分の考え、曲がった考えとして出すんだったら、ちゃんと根拠を聞いて、なんでこうなのかって、そうすれば、先に聞いてれば、こういうふうな考えにはならなかつたと私は思います。以上です。

○茂木委員 では、大谷議員にちょっとその続きで質問させていただきたいのですが、この最後の「私が反対した趣旨も分かるようには載っていません。町にとって不都合なことは議会紙も載せられない」とありますが、大谷議員が反対した趣旨がわかることが町にとって不都合ということですか。

○大谷議員 ですから、二元代表制なんですから、賛成意見も反対意見も、その人数、良し悪しありますよ、何対何、半々なのかね、8対2のかつて色々ありますけども。そういう中で、議員としては、こういう反対意見があったってことは当然、議会広報紙の公平性からすれば載せるべきであると思います。だからそれを、反対もこういう意見があった中で賛成で通りましたでいいじゃないですか。それを、例えばこういう意見で反対があったっていうのを、端折ってって言ったら失礼ですけども、そういうのはやっぱりなるべく反対がなかったように見せるというか、そういうのが見え隠れするんじゃないですか。だって、例えばこの令和7年4月25日号は反対について、反対意見ってありますけど、「スケートパークの利用者の把握は」、これ私聞いたとこですよね。答えてないわけですよね、執行部がね。「行政主体でなく民間の投資で委ねるべき」っていうのがその東部住宅拠点整備事業ですけども、私は「民業圧迫の観点」、その時はそうに言わなかったかもしれないんですけどもね、民間でやるべきことじゃないかなってことで言ったわけで。あとは原口議員の「補助金の多くが県や郡の負担金に支出され、活動資金が不足している」って。だから、それが、なんちゅうかな、項目で書いてあるだけであって、スケートパークがなんで反対なのかつてのは書いてないわけですよね。どういう理由でっていうのが。

それが、例えば議会議員定数の時はちゃんと理由が述べられてるじゃないですか、文書の中で。賛成の人は、反対の人のどういう理由で賛成なのか、どういう理由で反対なのか。それが、項目の大見出し的にこれが反対ですっていうだけであって、中身がどういう理由でこの人たちは反対なのかっていうのがないんじゃないですか。だから、そこが簡素化してるんで、自分で出したって。だから、そもそも自分の意見を言っちゃいけないんですか。だから私はそんな捻じ曲げたっていう風に金子議員が言うように思ってませんけども、100歩譲って捻じ曲がってたとしても、個々の言論に対してどうして干渉できるんですか。

○金子副委員長 いや、別に個々の言論がどうのこうのっていうところじゃなくて、根拠もないことを載せてる。で、これ私だけじゃなくて広報編集委員会を見て、これでよかった、これでいいっていうんで出したわけであって、大谷議員だけが反対して言ってるだけなんで。どっちが正しいかって、多数決で決めればすぐわかることだと思うんですけど、別におかしくなかったって言ってるわけですから。ちゃんと出してるんですから。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 ですから。ここにいま、一部分とか色々ある中の1つがこの広報の中の一部分ですよね。実際は、私もちょっと前のことと申し上げましたけども、自分の一般質問の中身でさえ、議会で責任を負えないからこういうことは書かないでくれって現に私言われた立場なんですよね。それはそういうことがあったんで書いただけであって、それが例え11人のうち1人反対してるから、反対してる人ダメなんですか、反対意見言っちゃいけないんですか。だって、それはどんなことであれ、どんなことって言ったらおかしいけども、一応公共の福祉に害しない限り、反対意見は反対意見でいいじゃないですか。それをどうしてみんなが反対してるのにやりましたよね、これなんでこんな学級会的なんですか。

○茂木委員 何度もお話ししますが、反対したことに関しては私は別によろしいかと思います。皆さん個々に考えていることもありますし、持論もあるでしょうし、私は反対したことに関してとやかく言う立場ではないと思っています。ただ、この広報のこのページに関しては、誰かが言葉を発してこうした方がいいって言ってしまうと公平性に欠くというのをみんなでの時に話し合いをしたんですよ。なので、全部お任せでつくっているので、私たちの手は一切、デザインに関しては、申し訳ないですけど、余りにも賛成と反対が見づらかったので。くつについてたんですね、賛成と反対の位置がくつついていたので、それはこう少し距離をとった方が分かりやすいからそうしていただきたいという話はしましたが、内容に関しては、私たちは一切、これに関しては公平の立場を保つというところから書いていただいた立場なんですね。その時に全員でこのような形でいいのではないかというのを話し合って出しました。なので、反対するのが悪いことであるとか、そういうことは一切ない、なかつたということをお伝えしておきます。

○大谷議員 1つ申し上げたいのは、個人的にビラを出しちゃいけないか悪いかって言ったら、いいわけなんですよ。反対意見言っていいわけなんですよ。この中身ちゅうんが、疑義があるってことなん

でしょ。中身が疑惑があるっていうのは、これ私の考え方からしたら、私の考えっていうのが、その事実と異なるって、畠中議員の事実と異なるって書いてあるんですけど、事実が何なのかっていうのが書いてないわけなんですよ、請求書に。それ、ちゃんとサインした方と見てます。事実が書いてないのに、事実と異なる文書って書いてあるんですよ、請求書が。それ、サインした方は責任をえるんですか、この請求書に関して。それを、1人2人が反対したから言論弾圧みたいなことやってますけども、そこまでその私費の文書に対して中身が違うとかって、中身だって別に私は1億と2億、だから、3億円の寄付金があってっていうのは、数字に関してもちろん予算書からあげてみたことですし、今回そのことに触れられてませんけども、私は中身を見たわけです。個人の考えを言ったのが、個人の考えがダメだって言うんでしょ。じゃあ100歩言って、それが、金子議員が私の考えが間違ってるっていうのは、賛成・反対と一緒にないですか、意見が違うんだから。私の見立てと金子議員の見立てが違うわけだから、それに対してあんた間違ってるから直せっていう権利がどこにあるんですか、極論言っちゃいますと。だってそれを金子議員の名誉を傷つけてるわけでもないし、個人攻撃で誰々がこう言ったかなんて書いてるわけじゃないですよ。漠然と、結果的には議会と広報委員会を批判してる形にはなってますけども、法律的に広報委員会と議会を批判しちゃ悪いって文言なんかどこにもないし、そんな方法どこにもありませんよね。議員が今の議会はダメだねって言ったっていいわけんですよ。それをダメだねって言ったら批判するんですか。言論の自由じゃないですか。広報委員会がダメだって、何人かの議員が今の広報ダメなんだよって言ったって、それ侮辱されたっていうのはとるんでしょうけども、批判したって、認められてる権利でしょ。議員がそれをダメだって、言論弾圧するんですか。だって、間違ってるかどうか、それは個人の見解でしょうに。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 なので、倫理審査会っていうのを開いてるんだと思うんですよ。その中で倫理観って非常に重要なのかなっていうのは思うんですね。議員の中で別に足を引っ張るとかっていうのは個人のことなので、私はいいとは思うんですけど、何をしようと。しかし、このチラシに関しては、先ほどもお話したように、まあ根拠という点で、議会の使う根拠は違うと言わればそうなのかもしれません、普通、根拠と言った場合には、このチラシは、町民の方が読んだときに、議会の根拠と普通の根拠が違うと言われてもわからないと思います。そういういろんな方が見るものに関して、執行部は何の根拠もなくというところは私は間違ってると思ったので署名をしました。根拠では。根拠がないと言われば、確かにその議会の中ではしっかりした公式な場ではなかったかもしれません。しかし、皆さん人間です。いろいろなことがあったと思います。例えば、言えなかった理由であるとかそういうものがあった場合に、じゃあ言ってなかったから、公式の場で違ったから、じゃあ違うじゃないか、それはそうなんだろうかっていうのは、私は非常に疑問があります。堂々巡り、そうおっしゃる通り、大谷議員が言ったように堂々巡りかもしれないが、倫理というところに関しては、道理であるとか筋道であるとか、そういうものっていうのは、じゃああの時にちゃんとした場で執行部が言ってなかったからあれば言ってない、執行部は何の根拠もなく作ってる、そういうのを万人の目にさらすようなものに果たして書いて配っていいのかっていう話なんですよ。確かに、こうやれ、ちゃんとこういうふうにやって手順を踏むんだ、議員はこうなんだっていうことをおっしゃられると、私はまだ1年半の身なので、いろいろ学ぶところ

もありますし、わからないことが多いので、いろいろあると思いますが、でも倫理という観点では、人のというところで、執行部が子ども議会で上がったことを一生懸命、あ、そうか、そういう子もいるんだな。2020年東京オリンピックもあるな。東京オリンピックの時に、じゃあ日本人が全く活躍しなかったか。そうではなかったと思います。そういう面もあり、これはいけるんじゃないか、そういうふうにやって多分判断したのか。これは私の主観的ですよ。私のイメージですけど、そういう形でやったのかなっていうのは私は思ったので。確かに何の根拠もなくって言われる、そのなかかもしれません。議員の中では根拠がないのかもしれません、議会の中ではそういう形で、ちゃんと筋道を立ててないと言わされたらそれまでかもしれません、そのようなことをこの紙に書いて果たしていいのだろうか。果たしてこれで、執行部のかたも、やりたいなって言った子供たちも、どのように思ったんだろうと思うと、非常に胸が痛みます。

○大谷議員 ですから、茂木議員に申し上げたいのは、世間で言うところの井戸端会議じゃないんですよ、議会っていうのは。だから、後からこう言ったとか、どっかで町長がこんなこと言ってたね、じゃなくて、公式的な発言っていうのが全てなんです。だって、それを例えれば、後から聞いたらこういうこと言ってましたっていうのは証拠資料じゃないでしょうに。公式に、全員協議会なり委員会なり執行部が説明しますよね、毎回毎回いろんなことをね。それが全てであって、そのときに、例えば担当課長が、私がその人数把握して、どのくらい競技人口があるのか把握してるんですかって。言えないって言つたら、今は言えないんですけども、後日ご提示しますとかあればいいじゃないですか。せめて調べてますよ、でも、ちょっと今言えないんです、だっていいわけじゃないですか、そのくらいのことは。それを、その時に言えないっていう、言えないっていうか、答弁ができなくて、実は答弁しなかったとしても、後から言ったらこうなんですよっていうのは後出しのじゃんけんであって、それを後から調べれば根拠があったんじゃないっていうのは、それは議員としてどうかと思いますよ。だって、議会っていうのは全て、口述筆記なり音声なり残ってて、その中で、こういうことをします、ああいうことをします、賛成してください、反対してくださいっていうのが全てであって、それを、その場で言つてないことを、実はこうだったんだよっていうのは、執行部のやることじゃないし、議員のやることじゃないですよ、そんなことは。

○金子副委員長 じゃあ議員の後出しじゃんけん、議員のやることじゃない。じゃあ、平成30年の一般質問したこと広報に載せようとしたら、やめてくれって言われて載せなかつたんですか。後出しじゃんけんで今出してきて、そん時に、じゃあこういうのを作ればよかったんじゃないですか。違いますか。今出すいうことでもないですよね。そん時にやればよかったんですよね、こういうの。屁理屈っていうんですけど。それを、同じことをやってんですよ。

○大谷議員 その執行部が、私が、根拠がなくて、あんまり考えてないっていう風に書いたのは、だから公式的に、議員の前でこうしたい、ああしたいって、こうしていくんだけどどうかっていうのがなかったから、それを何も考えてないって書いたんであって、後から茂木議員が個人的に調べたら、実は何年も前から考えててって、それは公式見解じゃないでしょって言ってる。それを、じゃああなた、行政の手先なんですかってことになっちゃうじゃないですか、あれは。いや、ちょっと待ってください。だ

からね、議会なんだから、行政に対してどうあるべきかっていうのを考えるべきであって、行政の代弁者じゃないでしょ。後から聞いたら、実は昔から考えてたらしいよって。それ、だってその公式見解ないんでしょ。それを根拠がないって言って、どこが悪いんですか。

○金子副委員長 また聞きますけど、平成30年に一般質問をして、それを載せられない。議会は行政の代弁者じゃないんですよね。なんで載せなかつたんですか。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 そのあとに、これは記憶が違うとあれなんですけども、自分の選挙の度にというか、こういうことを4年間でやってきましたよっていう中では、このことに関しては書いたような記憶があります。ただ、チラシとしては出してません。

○金子副委員長 じゃあその時、執行部に異議申し立てすればよかったんじゃないですか。議会の代弁者じゃないので。執行部の代弁者じゃないので、議会はそうすればよかったんじゃないですか。今なんでここでやってくるんですか。後出ししゃんけんっていうんじゃないですか、こういうのは。

○大谷議員 この広報に関しては、広報委員がいて、委員長がいて、最終的に議長なんですよね、責任取るっていうか決裁するのは。私の主張とは違って、議長なり、委員長が、発行責任者が議長ですから、議長がこういうことを載せないでくれつったら、いや、違うってのは言えないでしょ。だってこれは私費のビラじゃないですもん、広報ですもん、でしょ。あの、広報っていうのは、私が責任を負って書いてるもんじゃないんですよ。みんなで責任を負って、最終的に議長が責任を負うもので、議長がダメだったらダメでしょ。何をって言つたって、いや、ダメなんだって言われたらダメですよ。それ以上のことはできるんですか。

○金子副委員長 広報の中で言うんじゃないなくて、執行部に対して言えばよかったんじゃないですか。だから、執行部からこういうことは書くなって言われたんですよね。

○大谷議員 いや、これは、こここの広報の中ですよ。

○金子副委員長 さっき説明の中だと、執行部から、こういうことは書くとまずいから書かないでくれって言われたんですよねっていう説明を受けたと思うんですけど、

○大谷議員 この広報の中で私が書いた、要はその大見出しと教育長の答えていうのが、これを書くと議会として責任を負えないから書き換えてくれっていう委員会の中で言われたことであって、議長が最終的にはそれを認めたんだと思いますけども、執行部がそうしてくれって言ったわけじゃなくて、議会として正直に書かれると責任が負えなくなると。これを書いたことによって、じゃあ、PTAに入らなって人が増えたら困るというニュアンスで書かないでくれっていうふうに委員会の中で言われたって

ことです。

○柿沼委員長 これ、4番違うじゃん。ここに書いちゃダメだよね。

○金子副委員長 そうですね。うん。

○柿沼委員長 ということは、4番、「町にとって不都合なことは議会紙に載せられない」っていうのはどなたが言ったことなんですか。

○大谷議員 この、町にとってじゃなくて、これを議会広報紙に載せると議会として責任が負えないから、文章をやんわりというかオブラーートに包むように書いてくれって言ったのは、広報、当時の広報委員会の中です。それを誰かって言えってことですか。

○柿沼委員長 まあ、結果的に広報紙の発行責任者が言っているっていうようなふうに言っていた、内側みたいな話を書いた方が良かったんじゃないですか。これは町を悪者にしてますよね。議会内部のそういういた見解っていうのを書くべきじゃなかったのかな。

○大谷議員 だって、私の書いた広報紙も、その一般会計の反対の文書に関しても、私からすると町に不都合なことですよね。だから、議会内で忖度しちゃうわけですよ。町に対して不都合なことは載せないようにしようって。PTAは任意ですって書かれると、PTAに入る人いなくなっちゃうかもしれないから、議会じゃ責任負えないから書かないでくれって言われたわけですよね。実際そういう質問はしてるわけですから、私は。任意だけども、ちゃんと丁寧に説明して、保護者が納得してもらって運営するようなPTAにしてくださいっていうニュアンスのことを言ってるんですけども、「PTA加入は」って大見出しにして、「任意です」って教育長の答弁にしたら、当然「任意です」って答えてるわけなんだけど、教育所がね。だけどそれやったら、PTAに入らないっていう人が出てきちゃうと議会で責任負えないから、そういう風には書かないでくれって言って、大見出しどその教育長の答弁の内容を変えたっていう事実があるってことですよ。

○柿沼委員長 それは町が言ったことじゃないよね。議会内部の話だよね、それはね。

○茂木委員 これは、この大河170号の8ページと関係がありますか。

○大谷議員 だからそれは、その今の最新の、大河の最新というか、に関しては、スケートパークはなんで反対なのか、どういう理由で反対なのか。あとは、東部拠点整備事業っていうのは、どういう理由で反対なのかっていうのが要約っていうか、本当の要約の要約されちゃってて、何が反対の趣旨かわからない文章になってるって意味です。だって茂木委員、これ見て、私と原口議員が、原口議員に関しては資金が不足してる、増やしてくれってことで、こっち側の人間としてはね、そういうことで反対したってのはわかりますけども、どういう理由から2人の議員が反対したかってのがわけわかんないでしょ、

これ。わかります、この文章で。

○柿沼委員長 はい。

○茂木委員 何度も言いますが、このことに関しては、執行部側に公平な立場で書いてくれというお話をしたので、何のことかわからないと言われれば、賛成意見の方も何のことだかわからないような状況になっているとは思うんですよ。ただ、そのことに関して、こちらも公平な立場でお願いしますというお願いをして、しかも、今回の広報紙だけではなく、最近の広報紙は全てネットに繋がるようになっていたりとか、あとは調べればいろんなことが載ってるようになっていますので、その件に関して、わかるわからないって、私はわからなかつたので、反対・賛成を分けてくれとかっていうデザインに関してはお願いをしましたが、このスケートボードの利用の把握であるとか、この委ねるべきっていうのは、ちゃんとした反対意見として乗っているのかなっていう気がします。

○大谷議員 間違ってたら大変恐縮なんですけども。ここの大河170号の賛成討論、反対討論のところっていうのは、橋本和之議員が書いたっていうわけではないね。

○金子副委員長 だからさっきから。

○柿沼委員長 はい。

○橋本和之委員 全てを書いたというわけじゃないんですけども、私がそのときの予算委員長だったので、多少任されていた感じがしました。そん時に、今の山邊さんの前の池上さんだったかな。ちょうど入れ替わりだったんですけども、前回は池上さんが書いてもらったんだけども、ちょうどそんな形だったんで、議員がやるんじゃないみたいなところに少しなってきて、金子委員長から予算委員長だよねみたいな話をちょっととていただいて、端折ったような感じは私の中では受けてます、多少ね。それで、デザイン的にも、自分の中のこれ記憶ですけど、この「激論」とかって書いてあるんですけど、ちょうど8ページがね、こう横に。こういう感じで、じゃあお願ひしますよって言った記憶は私の中ではあります。局長にもしかしたら言ったのかなって気もしくはないんだけども、こういうデザイン的な、こう「激論」をこう斜めにして、こうすれば一応いけるかなっていう話をした記憶はあります。ちょっとどこまで端折ったかわかんないですけどね。どうしても、あと下の方に、お詫び状を入れる都合もあって、途中からこの詫び状は大きくしようという話にもなったかなと、私の中で記憶してるんですけどね。それなので、少しした感じはしますけどね、事実として。

○大谷議員 先ほど金子議員、金子広報委員長がおっしゃったのは、令和6年の4月25日発行の議会定数を削減するって時は、事務局、多分池上氏だろうと思うんですけども、が中立の立場から書いたっていうお話をだった。今回もそうだったって言うのにもかかわらず、橋本議員がいじってるっていうお話なんんですけど、整合性取れないですよね。

○金子副委員長 確かにその後に控え室で、これは予算のことだから橋本委員長かなっていう話はしたことは覚えてます。そしたらそこに原口議員がこれに関しては事務局がやるんだよっていうわけで、事務局に話を振った記憶があります。橋本議員がやったかっていうのは、そこまではわかりません。自分は関与してません。

○橋本和之委員 中立があるかないかで言うと、中立は保った上でやってる形です、私としてもね。この中で収めなくちゃいけないので相当削ってあるから、反対側の大谷議員の例えば意見の中で、これじゃちょっと自分の意見の半分も言えてないよねっていうのは、そういう意見とすればあるだろなとは思います。これを作って、最終的には、さっきのずっと流れてますけど、広報委員会の中で決めて、議長も賛成して、みんなの総意でこの広報紙が出たという形です。それに対して大谷議員がどういうふうに思うかは、また大谷議員のものかなと思いますね。それで、私が思うに、大谷議員は、自分の意図と違うと思ったので、自前の広報紙を出したという結果なのかなと思っております。だから、それなんで中立か中立じゃないかっていうと、一応中立を意識して出しました。私作った。私もそうだし、広報委員会もそういうとこかなと思ってます。ただ、それが個々、例えば反対意見をされた方が2人いて、賛成意見が8人いたんだけど、賛成意見の8人の中で2人賛成討論したんだけど、確かに反対討論、賛成討論の意見がかみ合ってたかっていうと、皆さんも多分思ってたと思うけど、議場でもそんなに噛み合ってないんですよね。だから、こういう感じかなと。字面だけ取ってくっつけるとこういうところかなというふうに思います。

○大谷議員 金子議員のさっき言った、公平なように第三者が作っていますっていうのが崩れましたよね。てことは今回から、今回ってか、今回、別に橋本議員を責めてないですよ。それは責めてないですけども、公平にやったって本人はおっしゃってるんだけどもね。それは道理が立たなくなったりたってことでもろしいですか。

○金子副委員長 今初めて聞いたことなんんですけど、私は原口議員に聞いてその通りだなと思って事務局に頼んだ感じはあったんですけど、その先は橋本議員が作ってるっていうのは今初めて聞きました。その内容についても先に言ってくれればよかったです。

○柿沼委員長 橋本議員。

○橋本和之委員 事の顛末ってわけじゃないんですけども、一番最初はでも、執行部の方で作ったかなと思いましたね。執行部の方で作って、大体こんな感じっていうので。途中から端折らなくちゃいけなくなっちゃったんですね。これは私の記憶もあるんですけど。そこで、じゃあ誰がやるのって言った時に、予算委員長かなっていう風になって、この場だからなかなかこういうの申し上げにくいんですけど、私にお鉢が回ってきちゃったかというのが正直な感じでした。それなので、どうしてもスケジュールもありますからね。じゃあその日のうちに局長にご相談をして、局長これ「激論」こんな感じでと、この辺をちょっと端折っていけば半分ぐらいに収まるかなというように作った感じで私は記憶しています。それなんで、ベースは議会事務局で作ってもらった、あとはレイアウトも含めた縮小しなくちゃいけない

っていうので、文字数をちょっと減らしたって言うんでしょうかね、そういうところはあったかなっていう記憶でいますけども。

○柿沼委員長 ありがとうございます。ちょっと時間も長引いていますので、一回休憩を入れたいと思います。3時45分から再開いたします。休憩といたします。

○柿沼委員長 では、休憩を通じて再開いたします。質問ありますか。

○茂木委員 では、ちょっと先ほどの話の確認なのですが、先ほど、根拠もなくというのは、そういうものは、議会であるとか執行部の方からの話的に、委員会であるとか定例会であるとかで話されない場合には根拠とは言えないというお話をしたが、そのことに関して、それでは、そのことを調べることも議員の仕事ではないというふうにお話をいただきましたが、疑問に思ったことを調べなかつたり、町のためにこれはどうしたものかというのを動かないっていうのも議員の仕事なんでしょうか。動かないことは議員の仕事ですか。

○大谷議員 それは、自分のわからないところを執行部に、再度そこに、現場に行って聞くってことは私はいいことだと思いますが、見解として、その正式な場面で言ったところってのは、皆さん、全議員なり、委員会なりのメンバーなりが共有しているところの話ではなくなるので、そこは担当課長と茂木議員との間のやり取りだけですから、それは全議員が共通する根拠とはなり得ないので、やはりその正式な場所で発言した内容っていうのが、いわゆる根拠になるっていう風に私は感じております。ですから、別にその調べに行くなんてことじゃなくて、調べに行くことはいいことですけども、それは自分の見識を高めるだけのことであって、皆さんのが知らないって知ってる人と知らない人ができるっていうのは根拠にはならないかと思います。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 ということは、大谷議員はこれ見識を高めずに書いたってことですか。

○大谷議員 ですから、それは見識を高めるじゃなくて、そこを、例えば裏の話を知ってたとしても、裏ではこうですよってのは書けないんですよ、議員っていうのは。そこは課長なりと個人的に話し合って、実はこうなんだよって言ったことは書けないんですよ。だって、周りの皆さんのが知っていることじゃないから。議員としてだけ。議員っていうのは、あくまでもその本会議なり全協なり委員会の中での執行部の発言を基に認識して、それをもとに議論するわけですから、個人的に聞いたことの内容で、それを実は個人的にはこう言ってたんだよっていうことは書けない文章だと思います。

○茂木委員 では、先ほどの話ですが、この前のありますが、「小中学校の児童生徒、PTAや子供会等からこういう施設が欲しいという要望があったのか、あるいは千代田町でスケートボードの競技人口はどれくらいあるのか尋ねたところ、回答ありませんでした。つまり、執行部側は何の根拠もなく建設を進めているということになります。」というところは、この要望が欲しい、施設が欲しいというのは、実際に先ほどもお話をしたように、まあ古い話を蒸し返すようで申し訳ないですが、子ども議会があったわけじゃないですか。その時に要望でも出ていますし、あとはその施設が、施設のことに関しては、KAKINUMAアリーナで大谷議員は実際にやっている子どもたちを見てるわけですよね。そのことに関して、あれ、いるんだな、ちょっと調べてみようかなっていう気が起きなかつたっていうことですか。

○大谷議員 ですから、調べるか調べないかっていうのは、深堀りっていうか、それは個人の見識につながることだけなんですね。だから公式の、いわゆるオフィシャルの執行部がしたことだけしか載せらんないんですよ。まして、それ以外のことを、実は裏じゃこうなんだよっていうのは、議員は話すべきじゃないしね。私の書いた文章で、実際にはオフィシャルとして私は聞いてるわけだから。要望があったのですか、例えばそのときにはあったんだったら、いや実はこれこれ、そのときに担当課長が昔のことを覚えてるんであったならば、昔あの子ども議会で子供たちから要望があってねって話をすればいいことじゃないですか。

○柿沼委員長 はい。

○茂木委員 それはわかったんです。そうではなくて、そのことに関して大谷は調べたか調べないかを聞いています。

○大谷議員 それは昔のこと、昔のことっていうか、その子ども議会でこういう子どもたちから発言があったかどうかっていうことです。じゃなくて、その裏の話。裏の話は聞いてないです。

○柿沼委員長 茂木委員。

○茂木委員 聞いていないのはもう存じ上げてるんですが、私も疑問に思ったので執行部の方に聞きに行きましたし、他に聞きに行った議員も何名かいるとは思うんですが、そうではなくて、大谷議員はこの件に関しては調べなかったのか、調べたのかということを聞いています。

○大谷議員 ちょっと待って。質問の意図わかんないんですけども。あと、スケートボードパークに関して、執行部はオフィシャルなアナウンスは1ヶ月前じゃないとなかったわけですね。それに関して本当はどうなのって聞きに行ったってことですかですか。それはしてないです。

○茂木委員 私も記憶しているのですが、あの時に大谷議員が何名ぐらいの人がいるのかという時に、執行部の方が言い淀んで、ちょっとっていう話で切っているのは私も存じ上げてます。その件に関して、後日でもなんでも、あの件はどうなんですかっていうのを聞きには伺わなかつたっていうことでよろしいですか。

○大谷議員 例えば執行部が実際は調べてあったり、なんとなく、これ推測ですよ、課長の立場で調べたんだけど、正式な書類がないなとか、あるいは正確な数が分からないなって場合には、やっぱり執行部側としてはいい加減なことを議会で議員に申し上げるってことははばかられるでしょうから、その時は例えば、なかった、わかんないとか、調べてないとかっていうにしても、色々やり方あると思いますけども、もし分かってるんであれば、今書類を持ち合わせてないので、後日お知らせしますっていうんだって。当然、茂木議員もそういう場面あってると思うんだけども。それが然るべきだけども、それはなかったですよね。あとから発表しますも、今ここに手元にないから、ちょっと後になって調べていま

すもなかったでしょ。それをどう忖度しろっていうんですか。だってそれを、課長が答えられないってことをまた聞きに行って、本当に答えられないんですかって聞きに聞けってことなんですか。

○茂木委員 その委員会があってからも時間がありましたし、定例会が開かれてからこれが発行されるまでにも時間があったので、その間で調べることはしなかったのかなという素朴な疑問なのですが。それは調べたのか調べなかったのかという話だけのことです。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 それは私からはお答えができなかっただと思ったので調べてません。もし、そういう機会、機会っていうか、他にもありましたけど、私自身、そういう大事な場合には、その執行部の方が後日訂正したいとか、あるいはこういう数字が分かっているので申し上げたいってことは今までありましたよね。だから、そういう中で、例えば正式的なもんであればまたなんかの機会に発言の機会を設けさせてくださいって執行部の課長がいますけども、そういうんじゃなくて、あとは個人的に実際はこうだったんですよねって言っていただけるような執行部の課長もいますけども、そのアナウンスはありませんでしたので、これは持ち合わせていないんだなという風に判断しました。

○柿沼委員長 いいですか。ほかになんかありますか。橋本議員なんかある。

○橋本博之委員 まず最初に思ったんですけど、大谷議員がこのチラシを配布した理由って言うんですか、をちょっと、もう一度ちょっと聞かせてもらいたいのと、また、そのチラシを配布した後、全議員さんから意見を聴取した時に、議員のほとんどがいかがなものかっていうところで、みんなにちょっと批判的な部分を受けて、ちょっと配布するのはっていうふうに。もちろん言論の自由その他色々な議員としての職務もありますけど、全員があんまりこのチラシに対して、もう印象的に悪い。これを渡すことによって町民の方が思わぬ誤解を生むっていうような内容も含まれているので、控えてもらいたいっていう話はしたんだと思うんですけど、その後もなんでまた配布したのかっていう、そういう理由をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 そのビラを作った理由っていうのは、先ほども申し上げましたように、議会での反対意見が詳しくなかったと。だから、町民の方からバツがついてるけども、どうして反対したんだかわからないと、自分で出した方がいいぞというふうに言われたので、自分なりに作ってみました。

次に、なんでそのほかの議員集まった中で、他の議員がいかがなものかっていう中で、また配ったのかってことですが、これは、私の考えとしては、その時は、その時はってかなんですけど、もしのビラに関しては、別に公費を使ってビラを撒いてるわけではないですから、自分でお金をかけて作ったビラに関しては、他に謁見されることはないっていう風に。だって誰も、例えば私のビラが、みんなが反対したのって言うんですけど、じゃあ一人野党だったら、みんなが反対するわけですよ。例えば

の話で、極論なんですけども。その時に、みんなが反対したからやめなくちゃならない理由がどこにあるんですかってことなんですよね。例えばそれが個人のことを書かれてるとか名誉毀損にあたるって文書であれば、そう思った方が、裁判所なりで差し止めの請求をすればいいわけです、仮処分の申請を。そうすれば効力がありますよ。それを差し止めだってなって配ったら、これは完全に法律違反ですけども、個人の考えを町民に知らせる文章を個人が出して、それを差し止める権利があるんですかってことなんですよ。なんで、私はないと思ったので続けて出しました。ですから、今その感情論だかなんだかわかりませんけども、大谷議員、町のことを悪く言ってけしからんとか、あるいは議会のことを、私たちがやってることを侮辱してとか、広報委員会とか侮辱してっていうご意見なんでしょうけども、私の考え方からすれば、この政治に関する発言というのは、すごいなんていうか、保護されてるっていうか、公共福祉に害しない限り言論の自由が保障されるっていうのは憲法でも謳われてますけども、それを、反対論をみんなして封じるって行為は、私、民主政治の害になると思うんですよね。発言は、大谷議員はこれ反対だけども、私はこうだから賛成だっていうのが本来の議会の討論であって、それをみんな、全員とは言わないですよ、大多数の人が、このビラはけしからん、みんなが撒くなって言ったのに撒いた、じゃあ倫理違反だねっていうのは、じゃあ私からしてもこの3条の1号に当たるとは到底思えないんですよね。到底思えないです。

○橋本博之委員 大谷議員の考え方っていうのは、そういうのは一応お伺いしたんですけど、まず最初に、このチラシを配るきっかけとなったのは、誰かに言われたっていう話を先ほどされましたけど、それは、町民の、ある自分の支持者が広報のあれを見て、理由が明確でないから、その明確にするためにもチラシを、大谷さんの思いのこもったチラシを出してくださいというような発言をお耳にして作られたっていう感じなんですかね。

○大谷議員 ですから、例えば広報を興味があつて見てる方は、議案が全部丸なのか、たまにはバツがついたのかっていうのは、興味あるところだと思うんですよ、興味のない人はね。それで、私はバツがついてると載ってる中で、よく町民の方が見て、何に反対なのかよくわからないと。私は反対意見、ちゃんと滔々と反対意見述べたわけですから、ただ単に何もな意見がなくて反対って言ったわけじゃないんで、反対意見を述べた中で反対をしたんで、それが分からないと、それはバツがついてるだけじゃわからないから、自分で出した方がいいよっていうのは言われたんで、出したっていう次第です。

○柿沼委員長 ほかにありますか。

○茂木委員 私、何度もお話をしますが、反対したことに関しても、ビラを撒いたことに関しても、反対ではないということだけを明確に言っておきます。その上で、このビラに関して問題というのが、一般の町民の方が読んだときに、この根拠もなく建設を進めているであるとか、こちらの、先ほどの畠中議員が提出した証拠説明書にありますが、町長の提案したことだから賛成します、町の事業を全力で応援しますという一般質問があったのかというと、そうではなかったという点。それと、町にとって不都合なことは議会紙にも載せられないとありますが、皆さん、前回の広報委員会の方は知ってると思いますが、青ペンを蹴りました。私たち、その件に関しても、町の不都合なことを載せられないわけではな

いと思うんですね。それともう1つ、一番最初にお話ししましたが、1億円の重さですね。その例えを使うのであれば、わかりやすく、より皆さんのが誤解しないように書いていただきたかったという点です。町民に取材をすればいいですねというのも、町民がもしダメだというのがあれば多分載せる、今の広報であれば載せるのではないのかなと私は思っています。これはもう主観的なので皆さんどう思ってるかわかりませんが、そのことに関しても事実と異なると思ったので、私は今回、倫理的にどうなんだろうか、確かに法律的にはというお話であれば、先ほどの根拠というところでは、公式な場面で何もおっしゃってないというのは、確かに執行部の方も問題があるかもしれません、果たしてそれだけで、時間があったにもかかわらず、そのことに関して調べもせずに公式な発表がなかったから根拠がないという結論づけてしまって、そのままビラに書いてこれを町民の方に読んでいただけて良かったのかというの非常に疑問に思います。そしてそこでちょっと質問があるのですが、その町民の方にどのように、お名前とかは結構ですので、具体的に、先ほど橋本議員からもお話をありました、具体的にどのような形で書いた方がいいのではないかと言われて書くに当たったのかをお教えいただければと思います。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 それ以上でもそれ以下でもないんですけども、広報を読んだ町民の方が全員賛成だったら、みんな賛成で通ったんだなっていうのが、これが認識だと思うんですけども、それがたまに、たまにというか滅多にでもないんですけど、バツがついてるっていうと、あれ、バツがついてるのは誰だ、大谷議員だ、原口議員だって思ったわけでしょうね、きっと。そうした時に、一般会計予算に反対したっていうと町の予算に反対したってことなんで、じゃあ町の予算に何が反対なのかっていうのがそこのバツだけじゃわからないですよねた時に、じゃあ中身を見ていくと、令和7年度一般会計予算討論という中で、私と原口議員の似顔絵が載ってる中で、公園整備事業、東部住宅団地拠点整備事業とかってある中で、スケートパークの利用者の把握は、はてな、そこだけじゃ何が反対だかわからないよねって。私もこれ見て、何に反対してるのかってよくわかんないですからね。だからそれを、じゃあなんで反対してるかわかんないよって言われたんですよ。結構な人に、誰って言わないですよ。舞木の人にも言われましたし。それでこれは、支持者っていうとなかなかちょっと語弊がありますけども、自分でなんでなんかっていうのは、よく詳しく出した方がいいぞっていうのは言われました。それなんで、こういう理由で反対したと。それに対して、反対の理由としては、先ほど何度も、堂々巡りになっちゃいますけど、茂木議員がおっしゃるように、その根拠という面で、1ヶ月前に言われたっていうのが、私はどうしても議員としては納得できなかったので、それは唐突過ぎるって私の尺度では唐突に思ったので、何の考えもない。何の考えもないっていうか、もうそういう意味合いで自分の私費のチラシを書いた次第でございます。

○茂木委員 本当に申し訳ないんですけど、この議題には全然関係ないことかもしれません、1つ個人的に聞いてみたいことがあります、よろしいでしょうか。もしスケボーパークを作らなかったとしたらば、大谷議員は何を作ったらよろしいと思いましたか。

○大谷議員 これ私見でいいんですね。私見なんですけど、今、千代田町の開発公社、当時西邑楽土地

開発公社の益金って言っても普通の人わからないので、私、儲かったお金って書いたんですけども、造成して、土地を購入して造成して企業に売った益金が8億あるって中で、それは営利事業じゃないので、そこに置きっぱなしでもダメだっていうことで、3億、便宜的に町に寄付したって形ですよね。そういう中で、だからそこは、8億のうち全部やっちゃうと、万が一財政が必要な時にお金がないってこともあるんでしょうから、その塩梅っていうのはね、いくらがいいとかってのはここで申し上げられませんけども、その益金という中で、私が思うに例えば今全天候型の遊び場とかって結構周りからも、この間の議会報告会の中でもそういう施設が欲しいって方もいらっしゃいましたけども、あとはそういうのもあったらどうかなってていう、あったらどうかなんですよ。だったらどうかなと思いますし、ちゃんと執行部と議会が議論の上進められるんであれば、1億円の使い道としてスケートボードパークが、当初担当課長の話では、初心者向けの施設を作るってことだったんですよ。それっていうのは例えば、ほんとに町に対して交流人口とか増やすんであれば、他にはないおっと思うようなものを作るべきかなとも私も思いましたので、単にそのスケートボードパークが反対だってわけじゃなくて、その手続きがまづかったなってのが私の考えなんですけども。それで、1億じゃなくて例えばもっと中級以上とかあるいは上級以上とかっていうのを、あそこの狭い土地じゃなくともっと土地が確保できるんであれば、もうちょっと広い、人がいっぱい呼び込めるような施設を作った方が町の賑わいにはなるんかなっていう考えはありますよね。そういう中で、今回あそこの三角地区、ちっちゃい土地ですけども、そこって隣接する土地がもう使えないんですよね。そうすると、例えば1億円かけて初心者用のスケートボードパークを作って、仮に作るっていうようなニュアンスだったんですけども、それを試しに作ってみて、子どもたちが多く使う、あるいは他所からもそれを狙って来るっていうふうに増えた場合に、そこから拡張するってことができない場所なんですよ。だから、それは町の発展性を考える上ではそれは私どうかなと思うんですよね。だから、そこしか使えないっていう前提があるんでしょうがないと思うんですけども、もし後々のことを考えれば、じゃあ1億、実際結論としては1億じゃないですよ。それを申し上げ、当時1億っていう予算の中で、そこで初心者用のスケートボードパークを作るんであれば、それが1年、2年使ってみて、いっぱいその人が増えるんであれば、隣地が買収できて使えるんであれば、そこでまた1億2億ってお金をかけていつでっかいものにするっていう手立てもあったんじゃないかなと思います。私の考え方と私見としてね。

○柿沼委員長 はい。

○茂木委員 それ、話がちょっと私もよくわからないんですが。そうすると、あそこにもしスケボーパークを作らないとなると、全天候型の施設を作るか。何を作りたかったですか。スケボーパークでよろしいですか。

○大谷議員 限られた土地で、拡張ができない土地なんですよ、狭くてね。そこを使おうっていうところなんんですけども。だから、それたられればですよ。だからそうじゃなくって、もし今後の発展性を考えるんであれば、そういう土地じゃなくて。

○茂木委員 私は私見としてたらればの話を聞いています。あの土地の大きさでスケボーパークを作ら

なかったとしたらば、果たしてどういうものを大谷議員は作ったらより町民の方に喜んでもらえたりとかっていうのを考えていたのかを、代替案としてどのようなものを提示しようかと思っていたのかをお聞かせいただければと思います。

○大谷議員 一義的には、その予算が唐突だったから反対なんです。予算が唐突だったから、1ヶ月で、予算を決める前の、1か月前の、やや1ヶ月前の全協でもって1億円かけてこういうもの作るってアナウンスが初めてあったわけですよね。その腹の中じゃ温めてたって話なんですけども。そうじゃなくて、だからそれ、1億や使うもんであればもっと前から、そこにこういう土地があって、1億円かけてスケートボードパークを作っていくと思うんだけどどうでしょうかねっていうのが、本来執行部が議会に対する説明だと思うんだよね。それを唐突だったってのが一義的に反対だった。

○茂木委員 じゃあ、別に代替案は特にないということでおろしいですね。

○大谷議員 だから、限られた同じ土地を使ってっていうと、代替案はないです。だから、他の土地であればっていう代替案は考えましたけども。

○柿沼委員長 他にありますか。あれは大丈夫です。

○金子副委員長 まだ発言していない人も。

○柿沼委員長 じゃあ、発言していない方がいるんで。じゃあ、酒巻議員から行きますか。

○酒巻委員 私も聞きたいことは皆さんから聞いています。

○柿沼委員長 いいですか。大澤委員。

○大澤委員 じゃあ、ちょっと1点だけ。私も法律に反対することが、チラシを配ることが法律に違反するとも思っておりませんし、これは倫理というところで、その法律以上のことはもちろんできないわけだし。ただ、千代田町議会の議員の1人として、内容的にいかがなものかと思う部分も感じる中で、この委員会だなという風には私は感じています。ただ、その中でちょっと1点だけ、出たのか出ないのかちょっとあれなんですけども、プラザで皆さんでお話をした後に再度お配りをしたと、20枚程度だったと冒頭お話し頂いたと思うんですけど、その時に、最初は配ってなかったとおっしゃったと。午前中の畠中議員の請求者からの説明ではあったんですけど、それについてはどんな、ちょっと後ろめたい感じがあったのか、失念したのか。その後改めて20部、20部ってのは本日皆さんも知ったことで再度配りましたってどこだけだったと思うんですけど、そこについてはどんな感情、当時、だったんですね。

○柿沼委員長 大谷議員。

○大谷議員 後ろめたいっていうのはなかったんですよね。自分で出すことに何ら、他人の方が触れられるもんじゃないと思ってましたので、個人の言論の自由ですから、そう思ってました。今20部って申し上げたんですけども、これが記憶で、別に30、40あったわけじゃなくて、本当にその西小学校の西側の一部区画なんで、多分多く見積もっても20部かなっていう感じなんんですけども、その程度をちょこちょこって、10分20分っていう感じなんですよね。なんで、それは失念してたというか、1日かけてこんだけ撒きましたっていうんだったらあれなんだけど、足らない部分をちょこっと、足らない部分っておかしいよね、ここまでが舞木だよねみたいな自分で認識してて、その中で、その前に撒ききれなかった残地というかそこまで、だから結局なんでかっていうと、ここまで撒いてるのにここん家はないよっていうものもある意味失礼かと思ったんで、いわゆるその区画で一区画残ってましたので、そこで配ったという認識です。

○大澤委員 じゃ、後ろめたさはなかったと。残り区画が、ここまで配ってしまった方がいいだろうということで、私、そこが20部だろうと30部だろうと結構なんんですけど、いくつでもね。それについて間違ってるじゃねえかとか数が違うじゃねえかっていうことはないんですけども、ただ1回答弁の中で、いや配ってませんと言ったかどうか私も聞いておりませんが、言ったんだと。その後改めて、私は権現まで配ったっていう説明を聞いたような気がするんですけど。これちょっと午前中の質疑の中では、提出者からは利根加用水ということで書いてあったわけなんんですけども、じゃ後ろめたさはないけども、ちょっとの時間だったので忘れてしまったということの認識でいいですか。

○柿沼委員長 ないようですので、以上で大谷議員からの意見聴取は終了いたします。大谷議員。

○大谷議員 あのですね、私事で皆様にご足労願っててご迷惑をかけてるっていうのは承知してるんですけども、これやっぱりなんですか、この配った内容が疑惑だとおっしゃるんですけども、この言葉尻でもその疑惑が生じるのはそれはしょうがないことなんですよね。お互いにみんな、ここまで書いていいかもしれない、ここは書いちやいけないかもしれないけど、それは尺度が違うんですからわかるんですけども、一個人が書いたところを、政倫審っていうのはね、政倫審ってやっぱり見ると、請負契約だとか町の人事に口を出したとかってすごい重たい会議なんですよね。それに対して私の、今日の話で、ビラを出すことは倫理違反じゃないと、反対するのは倫理違反じゃないと。ただ中身について倫理違反だっておっしゃるんですけども、これは、中身は皆さんと私は平行線ですよね。納得していただいたところもあったかどうかはあれなんですけども、私の見解と皆様の見解が違うということなんですね。そこで、さくく言えば普通の改革なりなんなりっていう内容なんでしょうけども、それでも議会の場外でやったことっていうのを議会に持ち込むっていうの、私はどうなのかなっていう、議会内の、例えば本会議なり全協なりの不規則発言で問題にされるとかっていうんであればまだわかるんですけども、議員が私費で、まして公費を使ってない私費の中のビラを配ることに倫理違反だとおっしゃられるのが、私はやっぱり理解はできないですね。ちょっと委員長にお尋ねしたいんですけども、この政治倫理審査会っていうのは、懲罰を与えられるのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○柿沼委員長 まず最初に、今日の上毛新聞ですか、安中の市議会かな、ある議員がSNSでその政治倫理違反ではないかっていうことで協議されてました。ですから、私もネットなんんですけども、全国の政治倫理審査会の情報というのを調べたところ、やはりそういう発言によって疑義が生じて政倫審を開かれるっていうのは全国でいっぱいあるんですよね。ですから、政治倫理審査会でこういったことが開かれるっていうのは正当性があるという風に考えます。今回、議員が署名して、しっかりその辺を審議をするっていうことは、非常に民主主義でいいことだと思いますよ。それから今回、今後、議員が第3条第1号に、政治倫理基準に違反するかどうか、これは大谷議員が退席した後、我々委員で協議しますので、こここの場でどうするかっていうのは言えない。委員長としては言えないです。みんなで協議して決めることなんで。そういうことでよろしいでしょうか。

○大谷議員 あの、私のことが違反かどうかを今ここで言えって言ってるわけじゃなくて、この政治倫理審査会で懲罰を与えることができるかどうかっていうことを聞いてるんです。

○柿沼委員長 全国のその政治倫理審査会の結果を見ますと、いろんな対応がされています。議場での陳謝ですか、あるいはいろんな重いものから軽いものまで、実際の各事例によってそういった事例はありますね。ただ、今回の場合どうするかっていうことに関しては、大谷議員の前では言えないです。

○大谷議員 罪を与えて、懲罰を与えることができるかできないかっていうのを聞いてるんです、本審査会において。私にどう、例えば重い軽いじゃなくて、審査会において与えることができるかどうかっていうのを聞いてんです。方法論。言ってる意味はわかんないですか。

○柿沼委員長 いずれにしましても。

○大谷議員 審査会において、懲罰を与える権利があるかどうか。

○柿沼委員長 全国のを見ますと、できるんじゃないですか。実際に、例えば議場で陳謝しなさいっていう結論出して、違反に当たるとか、そういったことで最終的にそういう行動になってるわけですから、懲罰を与えることができるって言えば、判例じゃないんですけど、できるんじゃないですか、違反であれば。

○大谷議員 局長に振っちゃっても恐縮なんんですけど、倫理審査会、皆さんちょっとあれなんですけども、政治倫理審査会っていうのは、勧告はできるけど懲罰与えられないんですよ。

○柿沼委員長 ですから、勧告っていう行動はできますよ。

○大谷議員 いや、だから、勧告っていうのは、ここが勧告して与えるわけじゃないでしょ。

○柿沼委員長 ですから、そんなのは当たり前ですよ。議会が、それは議長とかまた全協とか、そういう

うところでまた議論する話で、あくまでもこういった政治倫理違反でありますっていうことを結論づけるまでが審査会ですよ。ただ、その勧告、そこまではできるんじゃないですか。その実際の行動自体は、議長なり全協なり、そういうことでまた議論しなくちゃならないです。わかりますか。

○茂木委員 こちらの千代田町議会議員の政治倫理要綱にも書かれておりますが、私たちは議長から付託を受けています。なので、この件に関して結論を出したものをまとめて議長に提出するという義務を負っています。その後、議長がどのようになさるかは、私たちはそこは多分口を出すところではないのかなというのがこちらに書いてあることなので、私たちは今ここで、午前中にあった畠中議員のお話と午後の先ほどの大谷議員のお話を総合的に考えて、どのようにしたらいいのかというものを議長に対して審査を終えて、その審査結果を文書で報告するのみなので、私たちが、やれ、ああした方がいい、こうした方がいいという、そういうものは私たちには付託されておりません。

○大谷議員 その通りなんですね。それなんで、柿沼委員長は、この会議の中で、審査会の中で、政治倫理審査会の中で、例えばもし大谷有罪だっていうんであれば、例えば議長注意だか訓告だか戒告だか色々あるでしょうけども、それを自分たちで決められると勘違いしてませんか。

○柿沼委員長 いや、勘違いじゃなくて、あくまでも議長にこういったことで、方向で決まりましたということですね。その報告ですよね。それで、議長なり改革なりどうするかっていうのはまた先の話ですから、まずここの政治倫理の、違反してるかどうか、ここが肝ですから、先の話は後だと思います。いいですか。

○大谷議員 先ほどね、罪名を言ったじゃないですか。だから、どれに当たるかわからないけどもね。だからそれは、ここじゃああれでしょ、勧告するだけで、じゃあ議長注意にするのかね。一番重いと辞職勧告とかって色々あると思いますけども、そういうことをここじゃ決められないってことでいいんですね。

○柿沼委員長 いいですよ。条例の中でしか決められません。

○大谷議員 これはあくまでも一般論として聞いていただきたいんですけども、これをだから、皆さん が3条の1号で政治倫理違反だとおっしゃるんであれば、皆さんの採決は採決で、それは一応尊重はしますけども、それに対して委員長、どういう理由でどこに該当するかっていうのは明確にご答弁できるようにしといていただきたいってのが私の考えです。

○柿沼委員長 それは当然のことで、それは残った委員でしっかりと協議して決めますので、その心配はされなくとも結構です。いいですか。ですから、あくまでも条例の範囲内で政倫審は成り立ってますので、その中で決めるということです。よろしいですか。では、以上ですので、大谷議員にはご退席ください。出てください。

(大谷議員退席)

(3) 今後の会議の進め方について

○柿沼委員長 委員の皆様でご意見等ありますか。ないようですので、次に、議事3、今後の会議の進め方についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

○下山局長 それは。今後の進め方でございますが、本日の午前中および午後の聴取の結果を踏まえまして、委員の皆様から意見を伺いたいと思います。意見というのは、まずは、その審査請求の内容が審査請求すべき内容に当たるのかどうか、これを改めて確認していただきます。その上で、審査請求が適当だという場合に、政治倫理基準に違反する行為があったかどうか、こちらをご判断いただきます。こちら、要綱の第3条の各号のいずれかに該当するか、また、どういった行為がどういった理由でそれに違反するのかどうかっていう部分を判断いただきます。その上で、その結果について、最終的に委員会としての報告をまとめていただいて、最終的に議長に報告するという流れになりますので、その報告書の内容についても最終的に協議していただく形になります。これらについて協議を次回行っていただく流れになります。

○柿沼委員長 ちょっと時間がもう5時に近いので、内容盛りだくさんですので、次回の議事なんですが、これについては次回の会議でじっくりやるということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柿沼委員長 では、事務局長から、次回の議事については、次回の政治倫理審査会においてじっくり協議するということで決定いたしました。ほかに何かありますか。

○橋本和之委員 日程決めちゃった方がいいんじゃないですか、次回の。

○柿沼委員長 じゃ、事務局の方から。いつあれですか、早い方がいいですよね。ないですか。来週だといつがいいですか。来週で、22日の月曜日午前9時から大丈夫ですか。

○大澤委員 月曜って課長会議がないんですか。

○柿沼委員長 月曜日午前中は大丈夫。大丈夫だそうです。

○大澤委員 いや、そんなこともわかんねえかって言われるのは嫌だと。

○茂木委員 局長も聞いた聞いてないの話になるような恐ろしいことはないとは思いますが、やはりあ

の町の会議にはご出席していただいた方がよろしいかと存じますので、そちらの方を優先していただいて、皆さんのがよろしければ、午後かほかの日に差し替えということでもよいのではないかと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

○柿沼委員長 では、24日の水曜日、午前中で大丈夫ですか。では、24日の水曜日で決定いたします。よろしくお願ひいたします。9月24日水曜日午前9時からに決定いたしましたので、次回会議ですね、審査請求の適否、政治倫理基準に違反する行為の存否について意見を聞きますので、内容確認の上、ご参加ください。事務局の方から何か。よろしいですか。それでは、以上で第5回政治倫理審査会の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。